

# 令和4年第4回睦沢町議会定例会会議録

令和4年12月8日(木) 午前9時開会

## 出席議員(13名)

1番	米倉英希	2番	島貫孝
3番	小川清隆	4番	酒井康雄
5番	丸山克雄	6番	久我眞澄
7番	久我政史	8番	麻生安夫
9番	今関澄男	11番	中村勇
12番	市原重光	13番	伊原邦雄
14番	田邊明佳		

## 欠席議員(なし)

---

## 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	白井住三子	企画財政課長	鈴木政信
税務住民課長	秋葉秀俊	福祉課長	石井威夫
健康保険課長	小高俊一	健康保険課主幹	吉野栄子
産業建設課長	大塚晃司	会計管理者	中村優
総務課主査 兼庶務秘書班長	森川綾子	企画財政課主査補	内山裕介
睦沢町農業委員会 事務局局長	麻生喜久夫	教育長	鵜澤智
教育課長	宮崎則彰	教育課主幹 (指導主事)	藤田英和
選挙管理委員会 書記	白井住三子		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 秦 悦子 書 記 伊 藤 晃  
書 記 岡 本 里 奈

---

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 請願第 1 号 睦沢町放課後児童クラブに関する意見書の提出を求める請願について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 号 睦沢町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 睦沢町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 5 号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第 10 議案第 6 号 令和 4 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第 1 厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査について

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（田邊明佳君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第4回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（田邊明佳君） 地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による定例監査結果報告及び例月出納検査の結果について、令和4年7月分から9月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（田邊明佳君） 次に、議会関係の報告を行います。

11月24日に議会運営委員会が開催されております。内容について、5番、丸山克雄委員長から報告があります。

丸山克雄委員長。

○議会運営委員長（丸山克雄君） 議会運営委員会からご報告いたします。

去る11月24日、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。案件は、令和4年第4回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、4名の議員から一般質問の通告がされております。議案等については、請願1件、議案6件、諮問1件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明を申し上げます。

日程第1といたしまして会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして会期の決定を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、協議の結果、本日1日といたしました。

日程第3では、請願第1号 睦沢町放課後児童クラブに関する意見書の提出を求める請願についての審議をお願いいたします。この請願につきましては、委員会付託を省略し本会議

で決することにいたしました。

続いて、日程第4といたしまして一般質問を行います。

次に、日程第5から日程第10までは、条例の一部改正、指定管理者の指定、補正予算などの議案6件について審議をお願いいたします。

最後に、日程第11、諮問第1号では、提案説明の後、直ちに採決を行います。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。

円滑な定例会が運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

---

#### ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（田邊明佳君） ここで町長から挨拶並びに行政報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、朝夕の寒さも一段と増す中、1年という時の早さを改めて感じるこの頃でございます。

議員各位におかれましては、日頃より町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

この1年を振り返りますと、幸いに本町は大きな災害に見舞われることはございませんでしたが、ロシアのウクライナ侵攻などによる世界情勢の不安定が続き、国内においては、エネルギーや物価高騰に歯止めが利かない状況となっております。また、新型コロナウイルス感染拡大も第8波に入り、コロナとインフルエンザの同時流行も懸念されております。

このような状況の中、本町においては、地域経済の活性化の観点から、むつざわ地域応援券を町民の皆様にお配りさせていただきました。また、ワクチン接種についても、オミクロン株対応ワクチンの集団接種を引き続き実施しているところでございます。

来る新しい年は、4月に睦沢町が町制となって40周年を迎えます。先人の功績に敬意を表するとともに、各種行事を通して町民の皆様と共にお祝いをし、明るい話題が多い年となる

ことを願っております。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、条例の改正、公の施設の指定管理の指定関係、一般会計補正予算及び人事案件についてでございます。慎重なるご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、企画財政課所管の行政報告をさせていただきます。

9月に実施されました決算審査の各常任委員会の冒頭で、住宅分譲地の開発についてご報告させていただきましたが、その後の進捗状況について、再度行政報告をさせていただきます。

過日の報告では、現在、土地の選定を行っておりますので、現在積み立てている若者定住促進基金、約1億3,000万円の範囲の中での開発とし、出来れば本年12月議会の補正予算で調査設計に関わる経費を計上させていただき、新年度予算において用地取得や補償、そして造成工事等を実施し、令和6年度には分譲を開始したいと考えておりますということを申し上げたところでございます。

その後、内部で協議をした結果、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法による農業振興地域の網がかかっていないこと、また1種農地ではないこと、かつ敷地の造成費用が極力抑えられる地形であること、また分譲については20区画以上としたいことなどを協議し、川島地先、県道沿いの土地を選定したところであります。寺崎から見て、長者団地前の大きなカーブの手前100メートルから150メートルの土地になり、面積は約7,000平方メートルであります。

また、分譲地の名前ですが、私としましては川島グリーントウンという名称にしたいと考えております。その理由は、総合運動公園、緑の広場と同様なイメージ、町のイメージを前面に出しながら、長生グリーンラインにタッチする県道沿いの住宅地ということもあり、町のイメージと合わせて川島グリーントウンを考えたものであります。

また、今後このような宅地開発を行うのであれば、今回は川島グリーントウンですけれども、例えば寺崎グリーントウンであったりとか、グリーントウンの前に地名を入れることで、町のグリーン、緑なイメージの定着につながるものと考え、提案させていただきましたので、特段のご理解を賜りたく、よろしく願いを申し上げます。

なお、本定例会の補正予算には、調査設計に関わる経費を計上させていただいておりますので、併せてご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。本日の定例会、よろしく願いをいたしま

す。

続きまして、教育長より行政報告がございます。よろしくお願いいたします。

---

### ◎教育長行政報告

○議長（田邊明佳君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） おはようございます。

議員各位におかれましては、日頃から町教育行政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

私から2点ご報告させていただきます。

まず、睦沢町園小中一貫教育公開研究会についてですが、教員を始めとする学校関係者や町議会のご理解とご協力により、10月25日、睦沢小学校及び睦沢中学校を会場に実施出来ましたこと、誠にありがとうございました。県内教職員及び教育関係者を含め100名以上の参加をいただき、自主公開としては大成功だったと思います。

午前中の授業展開では、小学校では3展開、中学校でも2展開とゲストティーチャー等を招き、討論を含め活発な意見交換が行われておりました。特に園・小接続授業と小・中乗り入れ授業では、町の施策である園小中一貫教育の良さを広めることにつながったと感じました。

午後からは、中学校体育館にて、全体会として睦沢町教育振興会会長の久我会長から、これまで行って来た実践の経過や成果、課題などの研究発表を行い、その後、睦沢町の教育大綱にも掲げております社会力という概念をつくられた、筑波大学名誉教授である門脇厚司先生からの記念講演をいただきました。参加された方々からのアンケートを見ますと、好評な意見が多く、これまでの学校及び町教育委員会、町の取組に対し評価をいただけたのかなと感じております。

なお、当日参加されなかった議員の皆様のお手元には、本日、これまでの経過と取組についてまとめました研究紀要を置いてございます。お時間のあるときに、ご一読いただければ幸いです。

次に、第2期睦沢町教育振興基本計画進捗状況調査について報告させていただきます。

2020年から始まりました第2期睦沢町教育振興基本計画が、本年度、5年計画の中間となることから、これまでの取組に対し、児童・生徒及びその保護者から見た重要度や満足度を把握、分析を行い、達成状況や課題を見つけ、後半の取組につなげていくことを目的に行い

ました。

評価対象は、園・小・中の保護者及び小学校5、6年生、中学校の全生徒で総勢729名になります。評価項目は、基本計画に記載された重点施策23項目で行い、マークシート形式及び一部記述方式で行いました。回収率は89%となっています。

現在、クロス集計や考察、まとめに入っており、まとまり次第、議員の皆様にはお示ししたいと思いますが、一部をお話ししますと、児童・生徒、保護者とも、家庭教育支援の項目において満足度が低い結果となっていました。

私が考えますに、核家族化や夫婦共働きにより相談する相手が近くにいないことや、子どもとじかに接する時間の減少などから、家庭教育の重要性は認識しているものの、どのように取り組めばよいのか悩まれている保護者がたくさんいるように感じました。

教育は学校教育と家庭教育、そして社会教育がバランスよく機能してこそ、子どもたちの大きな成長につながります。第2期睦沢町教育振興基本計画の後半では、そのあたりに重点を置き、教育を進めていきたいと考えますので、引き続き議員各位の格別なるご支援、ご協力をお願いし、教育委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたのでご報告いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田邊明佳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより議長から指名いたします。9番、今関澄男議員、11番、中村 勇議員の両名を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（田邊明佳君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第3、請願第1号 睦沢町放課後児童クラブに関する意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

職員に請願書を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

次に、紹介議員の説明を求めます。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） おはようございます。

それでは、説明させていただきます。

睦沢町放課後児童クラブに関する意見書の提出を求める請願について、請願理由を説明いたします。

提出日、令和4年11月17日。請願者、橋川朱福さん、賛同者、平賀幸希さん、紹介議員として、私、島貫 孝でございます。

なお、今回の請願書の提出に間に合わず、賛同者の欄に記載が出来なかったのですが、本請願に賛同している方、362名の署名が集まっておりますのでご承知ください。

請願理由については、要約して説明いたします。

現在、共働き、ひとり親世帯にとっては、睦沢町放課後児童クラブが開設していることによって、放課後や学校休業日となる土曜日や夏休みなどに安心して子どもを預けることが出来、就労することが出来ています。

今年度は、利用児童の増加やスタッフ不足に伴い、通年利用者以外の希望者は夏休みの受入れが出来なくなるなど、放課後児童クラブの利用を希望する家庭にとっては、大きな影響が出てしまいました。現に、今年度、放課後児童クラブの利用がかなわずに、仕事を辞めることになった家庭もあると聞きます。

さらに、来年度は、このままスタッフの確保が出来ない場合は、土曜日の運営を休止することが先月保護者に通知されました。土曜日の運営が休止となり、子どもを預けることが出



来なくなれば、夫婦のどちらかが仕事を辞める、正社員からパートタイムへの勤務変更をせざるを得ない状況に追い込まれます。

物価高騰が続く現在で、世帯収入の減少は、子育て世帯にとっては死活問題となります。保護者の就労の問題、子どもたちの安心・安全な居場所づくりのためにも、放課後児童クラブの土曜利用の維持、継続は必須であると考えます。

よって、貴議会に次の事項について、睦沢町に働きかける意見書の提出をお願いいたします。

1、睦沢町放課後児童クラブにおいては、スタッフ確保に努め、来年度以降も土曜利用を含む1年間を通して、継続的な運営を行うこと。

よろしくご審議の上、多くの町民の声に賛同いただけるようお願いして、説明を終わります。

○議長（田邊明佳君）　　ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました請願書につきましては、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し、本会議で決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君）　　異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君）　　ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（田邊明佳君）　　異議ありとの声がありました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

麻生安夫議員。

○8番（麻生安夫君）　　睦沢町放課後児童クラブに関する意見書の提出を求める請願について、反対の立場で討論を行います。

この件につきましては、去る9月に行われました、議会定例会の休会中に行われた決算審査委員会での結果報告のとおり、議決されております。その中に委員からの質問が多くあり

ましたので、指摘要望事項に付されたこども園の職員不足の件とともに、重要事項として既に執行部のほうに提出してあります。現在、町教育委員会により検討がなされているというふうに思われます。

議会に対して、まだ正式な回答もない中で、再度の請願では時期尚早ではないでしょうか。よく実情を精査し、回答を求めてからの判断でもよろしいのではないのでしょうか。また、次の一般質問においても、数名の議員から同様の質問があるようです。

私といたしましても、決して放課後児童クラブの活動を反対しているわけではありません。いろんな事情があることも聞いております。以前から指導者不足等の解決に努力をしている執行部の皆さんに、もう少し努力をしてもらい、土曜日だけとは言わずに、一日も早く子どもたちが安全で過ごせる施設に戻していただけるようお願いをしまして、表題に対するの反対討論といたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで討論を終わりにします。

これから採決を行います。

請願第1号 睦沢町放課後児童クラブに関する意見書の提出を求める請願についてを採択することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は採択しないことに決定いたしました。

---

### ◎一般質問

○議長（田邊明佳君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に発言されますようお願いいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされませんので、ご了承ください。

なお、念のため申し上げますが、発言については1回目を一括質問、一括答弁とし、再質問、2回目以降は大項目ごとに一問一答で行います。また、質問回数については、一括質問、一括答弁の後の一問一答について、質問内容ごとに2回までといたします。また、質問並び

に答弁ですが、1回目の発言は議員、執行部ともに登壇して行うこととし、2回目以降については議員、執行部ともに自席にて行ってください。発言時間は従来どおり60分です。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

---

◇ 島 貫 孝 君

○議長（田邊明佳君） 最初に、2番、島貫 孝議員の発言を許します。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 残念ながら請願が否決されてしまいましたので、こちらで頑張りたいと思います。

質問事項1、睦沢町放課後児童クラブについて。

放課後児童クラブにおいては、利用児童の増加や職員不足の影響により、その運営が厳しい状況になっていたが、このまま職員が集まらない場合、来年度は土曜日の休止が決定したと聞いている。保護者にとっては、子どもの預け先がなくなること、すなわち仕事を辞めることにつながるが、町としての対策はあるか。

2、以前の一般質問で、放課後児童クラブの継続的な運営について、利用条件の明示化、職員の待遇改善、利用者の負担額の見直しについて協議するとの回答をいただいていたが、具体的な改善策は出来たか。

2、中学校の部活動について。

現在、卓球部、バレーボール部の土日の活動が外部に委託されているが、来年度は新たに増える予定はあるか。

2、部活動の外部委託に関しては、教員の働き方改革がその目的の一つだったと思うが、実際に教員の待遇は改善されたか。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 島貫 孝議員のご質問について、1、放課後児童クラブについてと、2、中学校部活動については、教育長よりお答えをさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 島貫 孝議員のご質問にお答えいたします。

1、放課後児童クラブについて。

①放課後児童クラブにおいては、利用児童の増加や職員不足の影響により、その運営が厳しい状況になっていたが、このまま職員が集まらない場合、来年度は土曜日の休止が決定したと聞いている。保護者にとっては、子どもの預け先がなくなると仕事を辞めるしかないが、町として対策はあるか。

②以前の一般質問で、放課後児童クラブの継続的な運営に向けて、利用条件の明示化、職員の待遇改善、利用者負担額の見直し等について協議するとの回答をいただいたが、具体的な改善策は出来たかについてですが、関連性がありますので、一括でお答えさせていただきます。

本年度の放課後児童クラブについては、職員の不足により、通年利用者の人数制限や夏休みの受入れを通年利用者に限るなど、保護者の皆様にはご不便をおかけしております。

令和4年6月の第2回睦沢町議会定例会でのご質問や、令和4年9月の決算審査、厚生文教常任委員会の指摘要望事項を受け、人材確保に対しては、これまで以上にハローワークや町広報等を通じて募集を行いました。現在まで、ハローワークを通じて4名、町議会議員からの紹介で2名と徐々に人員は増えて来ておりますが、勤務時間が夕方の忙しい時間と重なることや、他に仕事を持つ方にも無理を言ってお願ひしていることから、勤務日や勤務時間の要望が多く、勤務シフトを組む上で大変苦慮しております。

また、これらの問題に対処するため、町福祉課と町教育委員会、それに放課後児童クラブの運営を委託しているふれあいスポーツクラブを加え、3者により今後も持続可能な運営を行うための改善策として、土曜日の開所、預かれる条件、職員の処遇改善、利用者負担額についての協議を重ねました。

土曜日の開所については、午前8時から午後6時半まで預かることとなりますので、早番2名と遅番2名の合計4名で、女子もいることから男女ペアで組んでおります。このままの状況が続くと、平日の放課後児童クラブの実施にも影響が出る懸念されることから、令和5年度の放課後児童クラブの土曜日利用については、人員確保が出来るまでの間、休止をすることとしました。

預かれる条件の明示化については、利用者の状況把握をするため、就労証明書や就労者以外については、申出書により加入資格を確認すること、定員以上の申込みがあったときには利用調整を行うこと。職員の処遇改善については、支援員の資格を有している方について1時間当たり100円、無資格者については115円の報酬を増額すること。利用者負担額は、職員の報酬額の増額分を賄うものとして、通年利用の方は一月当たり2,000円、夏休みと冬休み

についても2,000円、春休みについては3,000円の負担金を増額することといたしました。

また、この検討内容を8月26日開催の子ども・子育て会議にかけたところ、現状を理解していただき、反対意見はなかったことから、申しあげました改善策について、令和5年度から導入することといたしました。

引き続き、人員確保のため広報媒体等での募集も行いますし、学校関係者や地域住民などにも、事あるごとに協力者の紹介をお願いしていきます。そのようなことから、人員確保が出来た場合には、土曜日の開所について速やかな再開を考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2、中学校部活動についての①来年度は新たに増える部活動はあるかについてですが、令和3年度から千葉県地域運動部活動推進事業であるモデル事業を活用し卓球を、それから令和4年度からは、卓球とバレーボールを休日の地域部活動として、睦沢ふれあいスポーツクラブに委託し、実施をしております。

指導者確保や学校との連携、実施場所に多少の課題はあったものの、今のところは順調に進んでおりますが、ご質問にあります次年度からの新たな種目については課題も多く、調整が難航しており、現在は進んでおりません。

次に、②教員の待遇は改善されたかについてですが、まだ県のモデル事業として2種目の移行を試験的に実施しただけですので、学校全体として教職員の待遇改善には至っていないと思います。しかしながら、卓球とバレーボールの二つの部活動を担当する教員については、週末を休みと出来たことから、一定の成果はあったものと考えられます。

現在、千葉県から休日の運動部活動の地域移行スケジュールが示され、令和4年度は、地域化に係る関係部署及び地域団体から構成される推進組織として協議会の設立、それから令和5年度には各市町村で1部活動以上を地域移行、令和6年度には全部の中学校で1部活動以上を地域移行、令和7年度には全部の中学校の全部活動を完全地域移行、令和8年度には準備が出来た部活動から平日も地域移行と、非常にタイトなスケジュールとなっております。

モデル事業として進めて来た卓球やバレーボールを例にとりますと、やはり指導者の確保や、町が負担すべき費用等が課題として上がって来ております。これらを踏まえ、よりよい方向に進めていくためにも、本年度中に協議会の設立を行い、様々な意見や要望を取り入れた中で、目標を持って進めていく必要があると思います。

なお、これだけをもって教員の働き方改革が進むとは思っておりませんので、引き続き教員目線に立ち、教員に寄り添い、様々な観点から改善を図っていきたいと考えておりますの

で、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） まず、放課後児童クラブに関しての2回目の質問をさせていただきます。

利用料の増加や職員の待遇改善については、致し方ないところだと思いますので、これでよいのかと思います。また、これを決めたときに教育委員会、福祉課、ふれあいの3者で決めたということですが、もし可能であれば、そこの場に現在利用している保護者の方も話を、意見を吸い上げることが出来れば、よりよかったのかなと思います。

そして、土曜日の休止に関してですが、現在こども園も職員不足が心配なんです、例えばその土曜保育の利用者と学童の土曜利用者、恐らく兄弟で利用している家庭が多いかと思えます。こども園が大変な状況なのも重々承知しておるのですが、例えばそこと連携するとか、土曜日に行われているアフタースクール、小学生のですね、そことうまく連携して、学童という形にこだわらず、子どもを土曜日に預かっていただける場所を模索していただきたいと思えます。

また、ほかにもスタッフの募集、現在、教育委員会が全力で頑張ってくれていることは重々承知しております。しかしながら、広報やハローワークでの求人に限界が来ているのではないかと思います。町として町から職員を派遣したりとか、あと派遣社員、派遣会社と契約して、そこから職員を派遣してもらおうとか、そのような方法もあるかと思いますが、その辺は町長、どうお考えでしょうか。

現在、スタッフの募集資格は二十歳以上、要普通免許となっていますが、土曜日や夏休み等、高校生や学生のスタッフがいてもよいのではないかと私は思います。もちろんこれは私個人の意見なので、利用する保護者の方と意見交換をして、そこが許されるのであれば、学生だけで子どもを見るのは難しいと思うので、大人のスタッフと学生のスタッフとうまく連携してやる事が出来れば、スタッフ不足も多少改善されるのではないかと思います。

また、普通免許が必要となっているとのことですが、先日、教育委員会に確認すると、業務で使うことはほぼないと。なので、ない方でも連絡があれば、その辺は随時対応出来るとのことでした。しかしながら、求人募集の広報などを見ると、要普通免許というのが載っていますので、その辺はうまく調整して、分かりやすく説明していただければと思います。

もう1点、現在、ふれあいスポーツクラブがぎりぎりのところで頑張っていることは承知しています。しかしながら、この後に続く部活動の問題でもそうですが、将来ふれあいスポ

ーツクラブがパンクしてしまうというか、もうこの事業から手を引くと言われたときには、仮に次はどこに委託するのでしょうか、その辺の考えがあれば教えてください。

子どもの居場所づくりに関しては、町全体の課題だと思っております。現在も新たな分譲地をつくる計画があり、今日も関係する議案がありますが、これは私が別の会議に出席して、学童のスタッフが足りないので、どなたかいませんかとお願いしたときに出た話題なのですが、既存のリバーサイドやスマートウェルネスタウンで転居があって、新たに入居者の募集を求める場合、例えば保育士で働いてくれる方を優先して募集するや、学童のスタッフを優先して募集する、またそこに家賃補助なり何らかの手当てを、プラスアルファをつけてスタッフを確保するということは、予算があれば可能なのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 私のほうから、土曜日の考え方について大まかなところをお答えさせていただいて、細かなところは担当からお答えをさせていただきます。

ご心配等をかけておりますが、スタッフ不足によりということで、もうこの4月からスタッフ不足が見えておりましたので、極力色々なところで声がけをさせていただいて、募集をしておりました。

そして、先程来ありました9月の決算審査特別委員会の中で、指摘要望事項で議員の皆様方からご心配をされて発言をいただいた、また指摘要望事項として表記されて書かれたものに対して加速をして、しっかりと土曜日は来年受けられるように募集もかけよう、また並行して、先程議員おっしゃったとおりの学童ではなくて違う団体で、受入れが可能なのところがあるかどうかを並行して探すような動きもさせていただいているところでございます。

本当にご心配をおかけしているところでありますが、全力でそこはカバー出来るような、また安心して働きに出られるような体制づくりのお手伝いをしっかりとしたいと思って、動いているところでございます。

ただ、例えばこども園であったり、土曜日に使えないのかということがありますが、日本全国各地で、今こども園であったり、保育所であったり、幼稚園であったりで虐待等々のニュースがありますが、職員に無理をしてローテーションを組むことによって、職員の負担が増えることが環境づくりの中で悪化につながっているようなニュースも見ますので、そこはしっかりと労働条件を見た中で、余裕のある中でしたら先程の考え方もありかなとは思いますが、今の現状としては、こども園についても適正に配置が出来るようなつくり込みをして

いる、そのためにスタッフをしっかりと集めたいと動いているところでありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

大きな考え方といいますと、本当に土曜日の預かり先をしっかりと確保して、本当に子どもを預けて働きに行ける環境づくりをしたいという、その部分にしっかりと取り組んでいることをまずもってご理解いただきたいので、冒頭に話をさせていただきましたが、細かな点については教育課、また担当課から話をさせていただきますが、しっかりと受入先を見つけたいと、学童で受けたいという思いで、職員は色々声かけをした中で動いていますので、是非ともまた議員さんのご紹介をいただくなり、そこら辺のご協力をいただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。お願いします。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） すみません、町長のほうから大まかな話があったと思いますので、私のほうからは詳細のほうを少しお話しさせていただきますと思います。

まず、土曜日の預かりにつきまして、私ども教育委員会といたしましては、学童というものに限らず託児所的なものですとか、子どもの見守りをしてくれる民間の団体ですとか、いろんなところにお声がけをさせていただいております。

しかしながら、土曜日だけの利用ですと、なかなかそういった機関が受け入れづらいということがありまして、なかなかいいお返事をいただいていないというのが正直なところでございます。ここについては、引き続き私どももいろんな機関にちょっと相談をかけていきたいと思いますので、その辺が皆様にお示し出来るようになりましたら、またご連絡をさせていただきますと思います。

お話の中に、スタッフ募集で派遣というお話がございました。この派遣につきましても、こども園のスタッフ不足の折に、こども園の運営を民間でやられている団体、こういったところにちょっとお声がけをさせていただいて、土曜日の預かり保育だけでも民間委託が出来ないかということで、ご相談をさせていただいた経緯がございます。

この際に相手方から示されたものは、この長生郡地域では、やはり保育教諭が不足しておりますので、その保育教諭を雇うためには一定程度の賃金を払わないと、なかなかこちらに来ていただけないということから、向こうから出て来ました見積りというのが、土曜日の預かりだけを年間やっていただくと、2,500万円位委託費用としてかかるということで、それではやはりちょっと運営のほう为难しくなるということで、断念した経緯がございます。

そういったことから、多分学童を土曜日だけ派遣という形でやるとしても、ちょっと経費



的に、今、学童をふれあいスポーツクラブさんに、利用料も含めて約1,000万円程度で委託させていただいていますが、土曜日の業務をお願いすると、それ以上にかかってしまうということから、ここもなかなか難しいのかなというところが正直なところでございます。

あと、高校生、大学生のアルバイトの問題もございましたが、ここについては私どもも、そういう専門の学校のほうに働きかけをさせていただきますし、求人募集として出せるような状況であれば出させていただきますと思います。

あと、その資格の中に普通免許のお話もございました。この普通免許につきましては、ふれあいさんと何度も協議をさせていただいているんですが、子どもに何かがあった際に、普通免許を持っていることによって、病院までの送り迎えですとか何とかが出来ますので、出来れば普通免許を有している方が望ましいというふうに、私どもは考えておるところなんです。現に働いている方でも免許のない方もいらっしゃいます。このあたりの表現については、もう少し分かりやすく表現をさせていただきたいと思います。

あと、ふれあいスポーツの存続のお話があったと思うんですが、ふれあいスポーツさんがパンクをしてしまっただけでは、正直に言って次の団体を見つけるのは大変困難だと思います。なので、先程の教育長答弁の中にもありましたが、なるべくふれあいスポーツクラブさんが今の状態のスタッフを確保した中で、スムーズな運営が出来るように私どもも進めていきたいという中での、今回の土曜日の一時休止ということをご理解をいただきたいと思います。

あと、1番最初に、町教育委員会と町福祉課とふれあいスポーツでの協議の中に、保護者を入れてはというお話もございましたが、この辺は今後その協議を進める中で検討させていただきます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 私のほうからは、新しく分譲するところが今後出て来るということで、そのときに募集の要件に、こども園だとか放課後児童クラブのスタッフになってくれないかというのを加えたらどうかというご意見でございますけれども、今でも地域の自治会への加入とかは条件になっていますので、その辺については、今ここで入れますということではなくて、内部でまた協議をしながら進めていければというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） それでは、3回目の質問に移らせて、学童についてお話しいたします。

町教育委員会が全力で取り組んでいることは重々承知しております。その上で、土曜日の学童に関して、いきなり休止になってしまうと本当に預け先がなくなる、仕事を辞めざるを得ないという状況に追い込まれます。

今日、関心のある保護者の方も来ていらっしゃると思いますが、その方たちに負担を強いるのはやはり間違っていると思うので、例えばいきなり1か月4回全てを休止にするのではなくて、何とか各週、そこの第2、第4でも、第1、第3でもいいと思いますが、段階的にスタッフの確保が出来るまでの間、応急処置とは違うかもしれないですけども、少しでも負担がかからないように、様々な策を検討していただければと思います。

また、先程、人材派遣の話が出ましたが、こども園と学童で金額は多少違うとは思いますが、お金で解決出来るようなことがあれば、もうそこにお金を使うしかないのだと思います。必要経費だと思います。それは、すなわち若者定住の政策にもつながることだと思いますし、今回この後の補正で出て来ますが、新たな住宅地の分譲調査と今いる町民への行政サービスの低下、どちらに重点を置くかは、もちろんどちらも大事だとは思いますが、今いる町民を大事にするべきだと私は思います。それが町民ファーストの政治なんだと、町長の理念とも一致すると思います。

次に、部活動のほうに移らせていただきます。

現在、睦沢中学校1校でチームを組むことが難しい状況の部活もあるかと思っています。また、過去にも合同チームなどの練習をしていたチームもあると聞いています。今後、外部委託に関しても、今バレーボールと卓球は睦沢町単独でやっているとは思いますが、例えば他町のそういった取組に参加する、ほかの部活の子どもがですね、もしくは他町からも睦沢のバレーボール、卓球に参加してもらうなど、地域と連携して進めていけば、より効率的だとは思いますが。

現在、先程の回答で、バレー部と卓球部の顧問の先生の処遇は、多少改善されたのではないかということをお聞きしたんですが、今現在その二つの部活の先生は、土日の活動には一切関わっていないという認識でよろしいでしょうか。

現在、運動部の対象になっているのが、卓球部とバレー部と運動部になっていますが、睦沢中には今吹奏楽部と美術部など文化部もあると思いますが、今後そちらの文化部のほうも外部委託の対象になったりはするのでしょうか。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員にお尋ねします。

先程の1番目の質問を途中で切りましたけれども、答弁は要りませんか。隔週でやられてはどうですかということと、町長の姿勢に対する、質問に対する答弁ですか。

○2番（島貫 孝君） 先にそちらをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 答弁をお願いいたします。

鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） まず初めに、土曜日を隔週にでも出来ないかというご質問ですが、スタッフのほうで隔週でも実施可能なスタッフを確保出来れば、随時開いていきたいというふうに考えますので。

それから部活動のほうで、ほかの……

○議長（田邊明佳君） 教育長、少々お待ちを。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 失礼しました。町民ファーストの件であります、小さい町だからこそ、今回も来年の要望を聞いた中で、本当に一人一人、預けたいご家庭にアクションをかけて、実際どういう状況なのかというところをヒアリングして、何とかカバーリングを出来るように一人一人と面と面を合わせて、電話でもありますけれども、そこら辺を教育委員会でもやらせているところでもありますので、小さい町だから、本当に預けたい方がどういった預け方を必要としているのか、ニーズをしっかりと聞いた上で、それを対応出来る、そこがやっぱりこの小さい町の中での子育てを聞いていくところにつながると思いますので、そこら辺は既に多分教育委員会のほうではアクションを起こしていると思いますので、教育委員会のほうからタイアップの部分を少し報告出来たらと思いますので、よろしく願います。

向き合うことが何よりも町民ファーストだと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（田邊明佳君） 続きまして、答弁願います。

宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 預けたい人のニーズに合ったというご質問の中なんですが、今回の土曜日休止に当たっても、実は土曜日を利用されていた方々に、一件一件ちょっとお電話をさせていただいて、事情を説明させていただきました。

今回私どもが連絡させていただいたのは、現在利用されている方ですので、全部で15名程度いたと思います。うち2名の方々については、やはり土曜日がなくなってしまうのは困るということでお話を伺いましたので、その後、うちのほうの学校教育班のほうでも、茂原市の学童ですとか、どこか預かってもらえるようなところが他にないかということで、探させ

ていただいている状況です。

あわせて、先程も申し上げましたが、学童という形ではなくて、見守りですとか託児所ですとか、そういったところで何か対応出来るところがないかというのを探しておりますので、この辺、利用者さんへの説明も含めて丁寧に進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） それでは、部活動の質問でございますが、本町にない種目をやりたい場合に、ほかの町へ行ったりとか、逆にほかの町から本町へというようなご質問がございました。

今現在進めている地域部活動の考え方としては、広域で連携しながら、要するに子どもたちの数が少ない、減少してしまった市町村については、地域の市町村と広域で、そういったようなクラブチームを考えていくということも必要だということを進めております。

ただ、まだうちのほうも協議会を立ち上げたわけじゃないので、まず町としてどうするかをやって、それぞれの町の中で、それぞれの町がどうするかという意見の中で、今度は隣の町と、じゃ、一緒にやっていけないかなとか、そういうふうな方向に進んでいくように考えてはいますが、今のところ、まだうちの町でどうするかというところが、まず第一歩というところで考えております。

それから、文化部についても運動部と同じように、週末の部活動は向こう3年間で地域移行ということに、これはもうタイムスケジュールがそうなっておりますので、そのように進めます。

それから、顧問は現在土日は活動していないのかということなんですが、例えば大会に出場するのに、大会に引率して参加するとかは、現在は顧問がついていっています。それから、大会の前とかになると、顧問もちょっと練習を一緒にしたいなというようなときには、まだ何日かは一緒に参加をしている状況です。

これが3年たちましたら、令和8年度には完全にもう土日は、要するに地域の部活動って学校部活動ではなくて、地域の土日は、もう休みの日は社会スポーツになるというような考え方だと思いますので、そのように全体の大本の考え方がそのような考え方になっておりますので、そのように本町も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） すみません、まとめて質問してしまい、混乱させてしまいました。

部活動のほうについて、最後質問させていただきます。

現在、バレー部、卓球部の先生が試合などには帯同しているということは分かりました。本来、部活動をやりたくて先生になったという方もいらっしゃると思います。例えば、そういう方が外部委託を実施されたときに、外部コーチとして学校の先生が入るというのは、働き方改革の観点からは難しいのでしょうか。また、その先生に正当なお給料、時給なのかな、ちょっと分からないですけども、報酬を支払うというのは難しいのでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 今の段階では、その細かいところについては、まだ決定をしておりません。今現在出ているのは、例えば教員が休日に出て活動した場合には、それは時間外の勤務を何時間したかの中を含むというようなことで言われております。ただ、今後、文科省、国のほうで検討しているのは、教員に兼業許可を出してやるというような方向もありますが、まだ正式に決定しているわけではございません。

ですので、今後やっぱりそちらの動向を見ながら、本町でも色々組織を立ち上げたりとか、色々模索していかないといけないのかなというふうに思いますので、今の時点で、こうなっているからこうだという細かいことについては、はっきりとは申し上げられないというのが現状でございます。

○議長（田邊明佳君） これで、2番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時15分といたします。

（午前10時00分）

---

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午前10時15分）

---

◇ 久 我 眞 澄 君

○議長（田邊明佳君） 次に、6番、久我真澄議員の発言を許します。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 6番、久我真澄です。

それでは、まず、質問内容は2項目に分かれてあります。苦戦する稲作農家への対応はということと、もう1点はふるさと納税の活用はということでございます。

まず、苦戦する稲作農家への対応はということで、まず最初に町長にお伺いいたします。

町長は10年後の秋の田園風景をどのように想像していますか。また、どのような風景を望んでいますかということをございます。

当然、先程この町はグリーンのカラーで住宅もやるという話でしたが、当然秋の黄金色に輝く稲作の風景というのは、これは作る側としては実りの秋、豊作になってかなりうれしいところなんですけれども、グリーンの夏頃の稲も大分きれいな環境だと思います。

2点目に、本町の水田耕作環境・条件及び経営体、耕作者ですね、に対して現行の食料・農業・農村基本計画、これは平成11年に発布されたもので、今年の5月に改定されております。この中で色々な政府の施策があるわけですが、これは本町の稲作農家に対してどのように反映されているかお聞きします。

3点目に、またこの同政府施策の中で、稲作での対象経営体はこれまで何件あるでしょうか。

4点目に、稲作で支援事業の重点対象となる町内の認定農業者、担い手となる農業者・経営体は何件いますでしょうか。また、それは耕作者全体の何割の方々でしょうか。

5点目、地域ごとに色々な特性を持つ本町の水田は、多様な情勢を勘案した政府の重点施策を受け入れながら支援を求めるのは困難が伴うと思います。水田の特性を生かした町独自の対応はあり得るのでしょうか。

6番目として、現在稲作に意欲的に取り組んでいる担い手耕作者の方々には十分な支援が必要と考えますが、一方では多くの方々がそうであるように、休日または定年後の稲作実践で自家水田の保全や水利施設の維持管理を行っています。このような方々も稲作が持続可能となる方法について、町は検討の余地があるのでしょうか。

以上、これが稲作農家への対応に関する質問です。

次に、ふるさと納税の活用ということでお伺いします。

まず1点目、先の議会定例会では、令和3年度の決算審査について代表監査委員の報告及び総務経済常任委員会の指摘要望事項、さらには一般質問においてふるさと納税の言及があり、自主財源の確保については承知のことと思います。については令和4年度の寄附件数及び総額の推移と令和5年度の目標はどの程度になるのでしょうか。

2番目として、もとよりふるさと納税制度は多様な側面があり、寄附を受ける自治体の受入れ体制、寄附する方々の思いや選択理由、制度を創設した方々の理念、運用に便利なツールを提供する民間業者等が参画し、今年では総額5,700億円の税金が返礼品を求めて動いて全国展開する巨大な市場となっております。については町として返礼品の開発、提供までも行

い、市場に臨む用意はあるのでしょうか。

3点目として、また町の基幹産業でもあった米を返礼品として磨き上げるシステムを構築することは可能でしょうか。例えば米の返礼品による自主財源を有機センターと同様、燻炭・竹炭の製造装置に振り向け、米産地としての地位確立を加速する検討は出来るのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、久我眞澄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、苦戦する稲作農家への対応はということで、1点目の町長は10年後の秋の田園風景をどのように想像するか、またどのような風景を望んでいるかについてですが、町の誇りであり財産でもある風光明媚な田園風景は、先人たちが農業を始めとする暮らしの中で守って来られたものであります。

その素晴らしい、先程もお話がありました緑でもあり、黄金色でもある田園風景は、私自身も誇りに思い、後世に引き継いでいく責任は言うまでもなく重要な使命であると捉えております。

私が想像する10年後の田園風景は、まちづくりのスローガンにも掲げている「田舎だけど先進地」のとおり、昔ながらの農村の風景は今と変わることなく先進的な発展を遂げている町の未来像を想像し、望んでいるところでもあります。今後も実現に向けてまい進をしていきたいと思っております。

次に、2点目の本町の水田耕作環境・条件及び経営体（耕作者）に対し、現行の食料・農業・農村基本計画に沿った政府施策はどのように反映されているかについてお答えをいたします。

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本計画法に基づき策定する10年ほど先までの政策の方向性を示す農政の中長期的ビジョンとなるものであります。基本計画は基本法が掲げる食料の安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という四つの基本理念の実現に向けた具体的な施策展開のプログラムであり、食料・農業・農村を取り巻く様々な情勢の変化に対応出来るような筋道が示されているところでございます。

基本計画に掲げられている講ずべき施策は多岐にわたるものとなっておりますが、町では持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成、確保、農地集積・集約化、農業生産基盤整備や先端技術の活用、環境対策など、基本計画に沿った施策を計画的に推進しているところ

るであります。今後も長中期的な情勢の変化を見通しつつ、基本計画に沿った効果的な農業施策に取り組んで参りたいと思っております。

3点目に移ります。

同政府施策の中で稲作での担い手確保・経営体強化支援事業の対象経営体はこれまでで何件になったかについてであります。ご質問の担い手確保・経営強化支援事業については、実施地区の要件として、実質化された人・農地プランが作成されていること及び農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を進めていること等の両方を満たすことが実施地区の要件であり、本町においては対象となる経営体・農業者はいない状況であります。

次に、4点目の稲作で支援事業の重点対象となる町内の認定農業者、担い手となる農業者、経営体は何件になるか、また、稲作耕作者全体の何割になるかについてですが、睦沢町人・農地プランに位置付けられた中心経営体でいいますと、令和4年11月末現在では、今後の地域の中心となる経営体（担い手）は47経営体となっており、そのうち水稻を経営内容としている農業者が36経営体、全体の約8割となっているところでございます。

次に、5点目の地域ごとに様々な特色を持つ本町の水田は、多様な情勢を勘案した政府の重点施策を受け入れながら支援を求めるのは困難が伴うと思う。水田の特色を生かした町独自の対応はあり得るかについてお答えをいたします。

本町に限ったことでありませんが、農業の現状としては、農業者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣被害や耕作放棄地の増加といった問題に加え、コロナ禍の影響で消費の減少、価格低迷など多くの課題がございます。これらの多くは、農業者が職業として収益を上げることが出来ないことを起因とするものと認識をしており、本町の農業が進む道はいかにして収益が見込める農業へ転換していくかが大変重要な視点となって参ると考えております。

そのため、国や県と連携して農地の集積や集約化、集落営農組織の立ち上げや法人化に向けて取り組むとともに、米価の安定を図るため、主食用米から飼料用米などの作付転換の拡充を図り、経営の安定に努めているところであります。

また、補助金が出る施策も経営上は一つの選択肢であります。補助金がなくても自立出来るような、水田を畑として活用する水田転換畑で新たな高収益作物の生産にチャレンジすることも必要であると考えます。

しかしながら、言うは易く行うは難しと言わずもがなであります。町も公共残土を有効利用して水田を畑地化するなど協力して参りますので、魅力とやりがい満ちた農業を目指し、補助金なしでも農業者が希望を持って定着出来るような取組を推進して参りたいと考え



ております。

最後に6点目であります。

現在稲作に意欲的に取り組んでいる担い手耕作者の方々には十分な支援が必要と考えるが、一方では多くの方々がそうであるように、休日または定年後の稲作実践で自家水田の保全や水利施設の維持管理を行っている。このような方々も稲作が持続可能な方法は検討の余地があるかについてお答えをいたします。

町の水稲農家の多くは兼業農家や退職後に農業に従事されている方などであり、単体による小規模な経営では農機具等の所有や更新をしていく上で採算性が低く、将来を見据えた安定的な経営が見込みにくいことが課題として挙げられております。

そのような中、今後の農業の展望としては、国の施策に沿った小規模経営から中心経営体、集落営農組織化へといった集約化を図っていくことが、町の将来性を見込んだ上でも望ましいと思っております。

国では人・農地プランが法定化され、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めることが義務化され、本町でも令和7年3月末までの策定、公表に向けてスタートしたところでございます。農地と農家を集約していくことが必要な時代が来たのだと思っております。

町といたしましても、集落営農組織の設立や農地の集積に向けて支援は引き続き行っていますが、その一方で町内には兼業農家などの小規模農家が多く、農地の保全や水源の涵養、集落とのつながりなど地域にとって重要な役割を担っていることも認識しております。

ですので、国の動向にも注視しながら、小規模な農業についても持続可能な農業の実現に向けての支援は検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、大きな二つ目でございます。

ふるさと納税の活用はについてお答えをいたします。

まず1点目の自主財源の確保については、議員が申しますように十分承知をしているところでございます。

そして、ご質問の令和4年度の寄附件数、総額の推移については、10月末までの集計になりますが、返礼品の状況は1位が卵で寄附額が1,067万3,000円、これは全体の70.3%になります。そして2位はお米で寄附額164万1,000円、全体の10.8%でございます。3位はゴルフ場で、寄附額114万円で全体の7.5%といった状況であります。全体では寄附額1,519万円、

件数といたしましては846件となっております。

前年度の同月、4月から10月末までと比較いたしますと、寄附額では1.55倍、寄附件数では1.52倍と推移しております。また、令和5年度の目標といたしましては、令和3年度の寄附額2,785万7,000円の約2倍となる5,000万円以上を目標に据えております。

次に、2点目の町として返礼品の開発、提供までも行い、市場に臨む用意はあるかということですが、議員の考えるところは主にお米についてのことと伺いますので、初めに返礼品としての本町のお米についての分析を試みましたので、まずそれを申し上げ、その後返礼品の開発等についてお答えをしたいと思います。

返礼品としてのお米についてですが、ふるさと納税については新聞報道もされていますが、大網白里市の寄附額が約10億円ということで、勝浦市に次いで第2位となっております。その要因は、返礼品のお米が人気となったことが寄附額が伸びたことにつながっているということでもあります。

そのお米ですが、新聞報道ではお米を月ごとに送る定期便などの品ぞろえが増えたことや生産者価格を低くしたことでお得感のある商品が用意出来たこと、というコメントがありました。ちなみにこれは今年の大網白里市のお米の生産価格になりますが、これは返礼品としてなるお米の価格が寄附金の30%で単純に計算してみたものですが、定期便コシヒカリ1キロ当たり240円から300円という価格設定となっております。

また、長生村との比較もさせていただきましたが、むつざわ米のコシヒカリですと1キロ当たり340円から、定期便になりますと420円、長生村のコシヒカリは1キロ当たり240円から定期便は285円といった価格となっております。おおむね大網白里市と同じような価格設定と思われます。これを見ましても、やはり質より量という方が多いのかなと感じているところでございます。

むつざわ米は他に比べおいしいのは間違いありませんが、一般の消費者として考えますと、ふるさと納税の寄附をされる方は生活に密着した返礼品の選択をするという傾向が多いものと想像がされるところでございます。本町でも昨年の長雨で稲刈りが出来ず、稲が水につかってしまったということで、ふさおとめの価格を値下げして1キロ当たり200円にしたわけですが、ほぼ1週間で15キロが59件、完売したということもあります。

これは本当に誤解のないようお願いをしますが、あくまでほかとの比較であって、返礼品選びの傾向がそうであろうということで、決して町のお米を安売りするものではありません。あくまで商品を提供してもらえの皆様が価格の設定を行うものですので、その辺はご理

解をお願いするものでございます。

さらに、ふるさと納税でお米の返礼品を増やす場合ですが、例えばお米のみで1億円の寄附を頂く場合、返礼品代30%で3,000万円、この3,000万円をお米の量に換算しますと、大網白里市や長生村の低価格と同額1キロ当たり240円で計算しますと2,083俵が必要となり、これだけのお米をふるさと納税に回せるのか。

また、町全体のお米の生産量も自家消費分を除くと約2万俵と聞いておりますので、そのうちで1割2,000俵を確保出来るか。また、仮に確保出来た場合でも、定期便に対応出来るような品質管理も出来るような保管場所があるのかなど、色々な課題は多いと思います。

もしお米の返礼品を増やすとしたら、お米の価格の設定や返礼品に回す量の問題、さらにはお米の保管場所などの課題を解決しなければいけないんだと思っているところでございます。

もう一つ申し上げますと、今ふるさと納税にはエコ米のみを返礼品にしておりますので、このエコ米のみで考えるとさらに返礼品に充てられる量は少なくなろうかと思えます。ちばエコ米の認証を受けているむつざわ米の生産量は、おおむね9,000俵から1万俵というところですので、その辺果たしてエコ米のみを返礼品とするかという課題も浮上して参ります。こうしたことを解決していかないと、やはりお米を返礼品とした急激な寄附額の増は難しいものと考えるところでございます。

少しそれでしたが、返礼品の開発等についてお答えをさせていただきます。

返礼品を増やすことは寄附金の増にもつながりますので、町としては基金に積み立てている今までのふるさと納税、産業振興に関することに使ってくださいというものを活用した睦沢町ふるさと納税地場産品開発等支援補助金の設立を検討しています。内容は、開発または改良した地場産品を返礼品として登録することを条件に、商品の開発等に必要な機械等の購入に要する費用、梱包及び梱包の開発等に要する費用、商品の開発等に必要な検査・分析等に要する費用の一部を補助するものです。

なお、町自体が返礼品の開発、提供を行う予定は、現段階ではございません。

最後に、お米を返礼品として磨き上げるシステムを構築することは可能か、例えばお米の返礼品による自主財源を有機センターと同様、燻炭・竹炭の製造等に振り向け、米産地としての地位確立を加速する検討は出来ないかということではありますが、こちらについても有機センター以外でのことについては、財源に限りもありますので現段階では考えておりませんが、ふるさと納税返礼品による自主財源の活用については、2点目のご質問にお答えしたよ

うに、地場産品開発等支援補助金の創設を検討しておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上となります。

○議長（田邊明佳君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） それでは、2回目の質問のほうに移ります。

まずは1項目めの苦戦する稲作農家への対応はということですが、この中で町長の回答のほうには大変、今後色々話し合っって前進が見られる回答であるのかなということで期待しております。

2番目のほうでは、これは経営体はゼロである。これはこれから国の重要施策の中で対応する方々がないということによろしいのでしょうか。

また一方、経営体の4項目めで、稲作に関しては36件、全体の80%ということですが、これも36件で全体の80%というのは、実際には6項目めで言っているところの定年後、休日に稲作をやるとか、定年後に稲作に入る。要は利益を目的としているわけではないんですけれども、生きがいもあり機械もある、そういう中で畑をやっっていこう、田畑をやっっていこうという方々、これは本町では大分多いと思います。

これ36で80%というのは、どういう計算になっているか分からないんですけれども、私の身の回りなんか見ても、ほとんどの方が定年後稲作を始めて、現在では結構皆さん張り切っってやっております。年齢的にはもう70を超えている方々です、皆さん。この方々に対してはほとんど国の支援策は届かないと。中間管理機構でやるとか、その辺のやり方あるんですけれども、そちらのほうに、やろうとしても規模が小さ過ぎて補助も散らばっていますし、そっちのほうになかなか対応が取れないというような状況の中で、今後あと何年続くか非常に皆さん心配してやっておるわけです。

また、後継者のほうもこれは儲からないよ、こういう中でやるということは、若い方々はとても入って来られないということでもあります。当初から十分な支援がなければ若い人も入れません。

また、食料・農業・農村基本計画、この基本計画の中で、この11月に見直しの資料が農水省から出ていますけれども、内容としては人口減少下における担い手の確保という副題で出ていますけれども、この中で農水省なんかのこれからの施策の方向性がある程度出ています。

参考までに言いますと、令和12年、2030年ですね、2030年に望ましい農業構造の姿ということでもありますけれども、これは先程町長が言われたように認定農業者、ここに担い手とし

て集約していこうというような内容です。

これはつまり定年後に米を作って、小遣いにでもなればいいや、田畑が守ればいいやというような方々を全く除外せざるを得ないと。つまり集約するということについても農業者を減らすということにつながるわけですから、これは定年後にやりましようなんてことは言っていない、そういう状況になっております。定年後にやっていないという方はどうしろと言っているかということ、農作業の支援者として、その認定農業者たちを支援しなさいというような方向にいらっていると私は感じます。

そんな中で、自主財源、これはこれから定年後にやろうという方々にとっては、町の貴重な財源を頂くというのはかなりやはり抵抗があります。自分たちの楽しみとか生きがいとか、そういうものに対して税金を使ってくれというのはなかなか言い難い。

当然、その税金はこれからの担い手として活躍してくれる人たちに振り向けて農業を続けて欲しいと、こういう願いはあるんですけども、その中でお金もない、暇と農地、あるいは多少の機械は持っている、こういう中でやっていく方というのは、今後陸沢の中でなかなかなくなる、こういうことで続けていく方は多いかと思えます。よそはサラリーマンでやっている方が多いわけですから、当然65歳以上になったら田畑をやろうという、そういう方々が何とかもうちょっと楽に農業をやっていけないかなという施策として、自主財源を何とかないかなということでお聞きしたわけです。

についてはこの4番目のところで、担い手となる農業者36件、これが80%になるという根拠はどういう計算になるのか、これもう一度お伺いします。

それと自主財源の確保ということで、これはどのようなやり方があるかということなんですが、これはなかなか農地基本計画の中で先程町長も言われましたけれども、その中でこの農地基本計画というのは実に陸沢町の農業に対してつくられたような、そんな感じがいたします。

というのは、先程言われたように多面的機能の発揮であるとか、農業の持続的な発展及び農村の振興、このようなことは総則の第3条から5条にかけてははっきりと述べられております。その中の述べられていることを多少言いますと、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給機能以外の多面的な機能について、十分将来にわたってこの機能が発揮されなければならないと。

農業の持続的な発展ということについては、やはり同じようなことは言われております。

農村の振興についても多面的機能支払いなど農村集落の環境維持に一定の割合を果たしているものをその増進や持続的発展までは至っていない……。

○議長（田邊明佳君） 久我眞澄議員、申し訳ございません。もう少し簡潔にお願いいたします。

（「一問一答でやってよ、一問一答で」の声あり）

○6番（久我眞澄君） 要はこの食料・農業・農村基本法、これにも詳細見ていけば、大きな農家ばかりじゃなくて小さなところも手を入れてやっていきなさいということが書かれています。これは先程の町長言われたとおりです。

そして、最近の担い手の中の見直しの中でいうと、やはり集約化してやっていけということでございますので、市場原理に基づいて経営出来る農業生産を行っていくというのが大事だということで、それは分かるんですけども、この町は対応が出来ないということなので、対応出来ないということはその辺をどうするかということで、その辺ですね。何かちょっとまとまりませんが、要するに今後対応出来なくなって来る農村はどうしたらいいのかということです。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 細かな先程の36経営体、8割等の算出のところに関しては担当から話をさせてもらいますが、久我議員からとても農業を生きがいにしてやっている方も多いよと心強いご意見を聞けたのはよかったなと思っておりますし、また、国としては集約化を求めています、我が町にしてみたら、今まで兼業農家さんがいるから環境の保全につながっているところとかも十分ありますので、国の方向性には向かいますが、何とか先程言ったとおり収益につながる在り方を模索をしていながら、それが集約することで収益につながって持続可能につながるのであれば、そんなところをしっかりと国の政策、また今までの先人たちの働きを勘案した中で、方向性をつくっていきたいなと思っておりますが、今現在農業に関しては、ある意味大きな転換期が来ているのかなとも思いますので、ありがとうございます、そこら辺をしっかりとご意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、数字の細かな点であったりとか、聞きたいところが漏れちゃうかもしれませんが、しっかりと答えさせていただきますのでよろしくをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 私のほうから、中心経営体の戸数についてお答えさせていただきます。

先程の答弁で、議員と求める解釈がちよっと違っておりましたして申し訳ございません。町の中心経営体、全体で47、町内には経営体がございます。これには花卉農家さんとかを含んだ数でございます。

そして、先程町長の答弁でもございましたとおり、水稻の中心経営体の農業者さんは36経営体ということで、これが8割に該当するということです。議員の求めていた町内全体的水稻農家は、2020年の農業センサスによりますと、町内の水稻農家は173件でございます。ですので、先程言った36中心経営体との割合でいいますと、約2割ということでお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） それでは、今回の稲作農家に対する対応ということについては、以上をもって締めさせていただきます。この内容は次のふるさと納税についても、その中で聞きたいことは、またそこでやることになります。

まず、2点目のふるさと納税の活用はということで、2回目の質問なんですが、この中で先程稲作の米のことで実態はこうですよというような説明ございましたけれども、ふるさと納税の中で、今、睦沢町の米の要求寄附額のほうは他と比べると高いよということですが、実際に高いよというのがやはり一つのネックでもあります。

高いよという話と米の数が足りないよという話、この足りないよという話はともかく出ればだんだん、よければ増えていくし、そうでなければ減るというもので、当初は最初から何十億円を米で狙うわけじゃないので、最初は米で5,000万円でも1億円でも構わないので、それはそれで進めていけばいい話だと思います。

その中で、米の価格を安く提供するというので、これについては多少補助を町のほうでも考えておられるよということで、これは結構なことですけども、それが実際にその補助金使った設備なんかをそろえていくということの中で、これは多少、毎日定年退職者などがやる農家としては、非常に今よりも高く売れるという見通しもあるわけで、例えば品質の管理、また保管の管理、その辺がネックになる、これは重々承知しておるんですけども、当初出足としては玄米をやれば品質管理はある程度楽になる。保管のほうは、これは何とか出る分だけ保管するような場所をつくっていく、見つける、頼む、そういうことでいけば何とかいけると。

私もこの辺の何とかいけるところ、そして今よりも高い値段でJAの買取り価格ですね、

これよりも高い値段でさばける、そういう市場が開ける、これが町の自主財源にもつながる。これが生きがい、やりがいというような形でやっていけるかと思しますので、その辺の支援はまたよろしく願いいたします。

あと実は私、このふるさと納税の米の価格、よくよく見てみますとかなり安い価格で出しているところもあるわけですね。このかなり安い価格で出している、どうしてそんなに安い価格で出せるのかな、かなり疑問に思うところもある。出せるわけがない、これはJA長生の担当の方にも聞いていますけれども、そんなに安い価格で出せるわけがないと。何かあるはずだというようなことでした。

私もこの辺の確認のために、実は茨城の境町というところに視察研修で受け入れてくれるということで、私も先々週行って参りました。そのときに担当者の説明いわく、工夫が必要だと。その工夫というのは、私もよくは分からなかったんですが、販売に至るまでの工夫、それと米をどういう形で売るかという話も、要は返礼品として出すかという話と、あとどうやって返礼品の履歴というんですか、どうやって作り出していくかという、そこの工夫なんですけれども、そこの境町というところは研修の目玉ということで、実は目玉の説明としては、地域を活性化させるためには一つの自治体に一つの地域商社をつくるべきであると、このようなことを申しているわけです。

これが何を意味するか私よく分からない。実際にこの辺の事情は会社の仕組みであるとか、その辺色々絡んでくるんでしょうけれども、よく分からない。分からないけれども、要するに一つの地域商社をつくるべきであるということは、商社をつくってどうするのか、どうなんだというところが分からないということで、さらに道の駅のノウハウとふるさと納税のノウハウが今後の地域活性化の鍵になると考えていますということでした。

話をずっと戻りますと、このような仕組み、システムを何とかつくり出すということで安く提供出来るものと思います。この辺のシステムを考えてみる用意があるかどうか、検討してみる用意があるかどうか、これを私としては是非検討していただきたいと思います。

もとよりこの境町というのは、平成15年位は茨城で最も借金の多い町で、借金ではナンバーワンであったということで、その後、若い町長と若い観光協会の会長とその辺のかなりバイタリティーのある方々でやっているんですけれども、そこでやってこのふるさと納税に賭けた。賭けていろんな工夫してやっていて、今ではここに境町の広報ももらって来ましたけれども、これ見えますか。「おかげさまで48億円突破」、これが広報の表紙なんです。これ見たらやらない手はないなど。これ町民の方々も心浮き浮きしますよ、こんな48億円を突



破なんて広報を見たら。我々もこれ見たら、これ何とかならないのかという気になります。

で、一つ提案なんですけれども、是非この境町のほうに、視察研修でこの辺のノウハウを教えてくれるというようなことでありますので、是非議会、あるいは町長、執行部の方々、担当者の方々、一緒に視察に行ってみたいなど、是非行ってみたいなど思っておりますので、またそのときには何とか皆さんで一丸となってやっていけたらいいのかなと思っております。

以上で、大体言いたいこと終わりましたので、終わります。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 非常に難しいご質問で、お答えになるかどうか分かりませんが、まずお話に出た茨城県の境町ですか、こちらについては茨城県、工場の立地がこのところ4年連続で全国1位ということだそうです。また、圏央道の交通量も1日2万5,000台ぐらいあるということで、企業が立地する条件がいいということ、これで産業も盛んになっていっているということだと思います。

議員が見て来た町なんですけれども、ちょっと私前に見たところだと、スポーツの施設が多くあったりとか人工のサーフィン場があったりとか、そういうところだそうです。ふるさと納税が今議員も言ったように48億円、50億円近くということで群を抜いているということで、やはりそこには圏央道が出来たりとか、企業立地が出来たりしたことで適した産業があったんだと思います。

これは圏央道のインターが近くに出来たということ、それと企業誘致も進んだということで、急激に企業、産業が発展したんじゃないかなというふうに推察されます。それには企業、産業があるだけでなく、それぞれの産業の物量も、さっき言った物量ですよ、量。それも多くなければ、これだけのふるさと納税の収入を上げることは出来ないんじゃないかなというふうに思います。

この町ではふるさと納税の開発だとか、さっき言った地域商社ですね、そういうことだと思うんですけれども、ふるさと納税の開発だとか加工などを行う施設を町がつくっているということで、その施設を企業が借りて販売も行い、売上げを伸ばしているということだと思います。町はその施設を企業に貸すことで、その賃料を得ながら投資した分を回収するというモデルであるというふうに推察されます。

それを可能にするには、やっぱりその土地に根差した色々な業種の企業があることだとか、専門家、これはコンサルだとかノウハウを持った企業や個人とのつながりも十分にあるのかなというふうに思います。その中で最も必要なのが、まず投資が出来る資金があるかという

ことだと思えます。

この町、借金が多かったということですから、企業誘致が進んだということでそれらが解消が出来たのかなということもありますけれども、まず投資が出来て、かつ投資した資金が短期間で回収出来ることがなければ、やはり投資は出来ないというふうに思っております。さらには、その後も継続的に賃料などによる収入があればさらなる投資も出来ますので、これがうまく回っていけば財政は潤うというような構造だと、システムだと思っております。

特にそこではふるさと納税の収入が抜群に多いということもありますので、投資を行うにもふるさと納税をうまく活用が出来ていたのかなというふうに、循環がうまく出来ていたのかなというふうに思えます。

肝腎なのは、それまでの資金をどうやって作り出すかが問題で、圏央道を最大に利用して、多くの企業の立地が有利に運んだというようなこと。もちろん、それだけではないと思えます。並々ならぬ努力がその町にもあったと思われましても、睦沢町にはそのような投資が出来る潤沢な資金があるわけじゃありませんので、まずは地道な活動から始めているわけなんですけれども、これはコンソーシアムによるふるさと納税も少しずつではありますが増えております、議員承知のとおりです。

今後、先程町長の答弁にありましたけれども、生産者の方たちにも協力をいただきながら、お米を始めとした返礼品が増えれば、これは先程の生産者価格だとか物量にも関係することですので簡単にはいかないとは思いますが、まずは少しずつでもふるさと納税の寄附額を増やして、寄附額が増えて来れば返礼品に回してもらえる物量も、議員言っていたとおり増えて来るといった循環が出来ると思っていますので、そこら辺を確立することだと考えています。

そうすれば、ふるさと納税を原資とした投資も検討出来るのではないかと思いますけれども、現段階では先程町長が答弁したとおり、新たな施設への投資は難しい。はっきり言って無理であると言わざるを得ませんので、その辺はご理解をお願いしたいというものでございます。

まずは少しずつでもふるさと納税の寄附金を増やせるように、行政がもちろんなことですが、ふるさと納税に協力してもらえる生産者の皆様にもご理解をいただきながら、今申し上げたような循環が出来ればと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 詳しい答弁ありがとうございます。

この中で、境町は環境がいいという話もらいましたけれども、実際に交通の便というか、高速道路が開通してインターが近くに出てよくなって来ている、それで物流の拠点としても向いているということで、そういう会社が増えて来ていますけれども、その以前から既にふるさと納税に賭けてやって来ているということです。

その中で拍車がかかった状態で、企業もインターを、実際、倉庫業ですか、そういうものが入って来ているという状況で、決して周りの状況がいいからふるさと納税が入ったという話ではないと思います。それは今後はどんどんそのふるさと納税以外にも企業が入った中で、企業からの収益でどんどん町も改善していきだろーと思いますけれども、まずは競争力のある返礼品を何とか立ち上げる、立ち上げる業者を見つける、あるいはそういうシステムをつくる、そういうことじゃないかと思います。

境町の施策としては、境町は収入を増やす施策へ、これがスローガン、収入を増やす町、これが施策の重点。収入が増えれば、先程言ったように、子どものことでも何でもお金があれば、潤沢にあればそこに回せると。実際問題として、ここに無人の電気自動車が3台定期的に巡回しています。それはふるさと納税が50%、交付金が50%、町の資金は使っていないということで、5億円をそこにつぎ込んでやっている。

そういう状態で、そういうことが出来ているので、ふるさと納税を手本にした財政の持っていき方というのをよく検討していただきたいなと思います。ふるさと納税、全部ふるさと納税でという、ほとんどふるさと納税絡みで財政が動いている。町の収入の半分以上はふるさと納税の収入ということになっています。そういうわけで、もっと力入れてやっていただきたいなということです。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。先程の堺町の言っている地域商社、これは睦沢町に置いたら、このコンソーシアム体制がそれに当たるものだと思っております。

先程もお答えしたとおり、4月から10月までであります。お米がそれこそ100万円しか出ていない。ここを何とか伸ばしていく算段をしようではありませんかというのが私の考えであります。

先程答えたとおり、今エコ米のみの返礼品であったりとか、定期便にするとか、そこら辺もコンソーシアムの中で商品の開発は出来るところもありますので、あとはただ単に安売りをすればいいというものではなくて、先程言ったとおり消費者にとってはやはり生活に密着しているので、安いものということで選択をしている傾向もありますので、そこをどうや

って差別化をして、このおいしいお米を広めていくかというのは我々の仕事なんだろうなどは思いますけれども、まずはお話しをした中で進めていきたいとしますので、よろしくお願ひします。今あるものでどれだけ伸ばせるかだと思っておりますので、ご協力をお願いします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） これで6番、久我眞澄議員の一般質問を終わります。

---

◇ 酒 井 康 雄 君

○議長（田邊明佳君） 次に、4番、酒井康雄議員の発言を許します。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 4番、酒井康雄です。

病気や事故に遭ったときの高額な医療費の負担を軽減してくれる国民皆保険制度に、現在では国民全員が加入しております。国民皆保険制度の歴史をたどりますと、大正11年に健康保険法制定がされ、昭和36年に国民健康保険事業が全市区町村で実施され、国民皆保険制度が完成しました。平成9年に介護保険法を制定、平成18年に後期高齢者医療制度が創設されました。

国民皆保険制度を守るためには支出を減らし、収入を増やすことが課題となります。国民医療費は年々急増しています。1人当たりの医療費の増加に比例して国民医療費も増えていきます。1人当たりの医療費は、平成元年16万円が平成30年には34万円、国民所得に対する比率も6%から11%占めています。医療費の約6割を占める高齢者医療費の増加が著しく、現役世代が高齢者医療を支えるという構造に限界が見え始めています。現状のままでは保険料負担の引上げや給付水準の引下げが予想されます。

そこで質問です。睦沢町の国民健康保険事業の現状と課題についてですが、団塊の世代の後期高齢者への移行と働き方改革による国民健康保険加入者の減少が予想され、それに反して医療費は増加していく中、今日の新聞にも内閣府から出産一時金を42万円から50万円に引き上げるような案も出ております。睦沢町の今後5年間の国民健康保険税はどのように推移しているかお答えください。

次に、収納率をさらに高めるため、年金口座からの引き落としを図れませんか。

また、マイナンバーカードの登録がされ、保険証とのひもづけが行われることにより、保険証の発行事務が軽減され事務費や通信費の削減につながりませんか。

物価上昇により国民健康保険財源への影響が予想される中、赤字補填として一般会計から繰り入れることはありませんか。

最後に、健康づくりと疾病予防対策推進に向け、新たな事業は進められるのでしょうか。

次に、10月7日付睦沢町教育振興基本計画推進状況に関する調査が園・小・中学校保護者に対し実施されました。その調査結果を基に次の質問内容にお答えください。

「家庭教育に課題を抱える保護者への支援が適切に行われているか」の調査について、先程も教育長のほうから課題があるというお話がありました。生活習慣や家庭学習のガイドラインをつくり実践して来たと思いますが、どんな成果や課題が見られ、その対策はどのように行って来ましたか。

次に、小・中学校の施設及び学習環境についてですが、10月25日に睦沢町園小中一貫教育公開研究会が行われました。3年にわたる研究実践の成果が随所に見られました。園児・児童・生徒の異学年交流学習、地域の方々の支援の下、グループでの課題学習、在宅児童も参加してのC A Iを活用したりリモート学習、先生方の緻密な教材研究や指導助言など、積み重ねられた素晴らしい公開研究会でした。

その間に行われた小・中学校の新校舎建設に当たっての意向調査の自由記述の中に、「施設環境について課題を問う」と設問がありました。施設及び学習環境において改善しなければならない要件はありますか。

次に、異種の産業の連携を図る地産地消を取り入れた睦沢町の特色ある産業の創出についてですが、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて農業者と消費者を結びつける取組は出来ませんか。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、酒井康雄議員のご質問にお答えをいたします。

私のほうからは1点目の睦沢町国民健康保険事業の現状と課題についてと、4点目の異種の産業な連携を図る地産地消を取り入れた睦沢町の特色ある産業の創出についてお答えをさせていただきます、2点目、3点目については教育長から答弁をさせていただきます。

初めに、国民健康保険は日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度の一つですが、低所得者の加入者が多いこと、また、年齢構成により医療水準が高いこと、所得に占める保険料負担が重いといった課題を抱えていることから、平成30年度に県単位の財政運営となり、市町村は県に納付金を納め、県から保険給付費等交付金が交付される仕組みとなっております。

す。

睦沢町の国民健康保険事業の現状でございますが、団塊の世代が75歳到達により後期高齢者医療への移行、定年制度の延長や社会保険適用拡大による社会保険加入者の増により、国民健康保険加入者が年々減少しているところであります。保険者数は平成25年度の平均が2,573人でしたが、令和3年度の平均では1,873人となり、被保険者に占める65歳から74歳の前期高齢者の割合も増加しており、平成25年度は全体の38%でありましたが、令和3年度には57.3%となっています。今後も75歳到達による後期高齢者医療移行者が増えることから、被保険者数は年々減少すると捉えているところでございます。

一方、医療費については、被保険者の高齢化や医療技術の高度化により、年々1人当たりの給付費は増加しており、平成28年度は1人当たり31万7,610円でありましたが、令和3年度には1人当たり39万4,280円となり、高い傾向が続いております。

一つ目でございます。

睦沢町の今後5年間の国民健康保険税はどのように推移するかのご質問についてですが、1人当たりの医療費が高くなることで県への国民健康保険事業納付金が割高となります。また、基金を取り崩しての国保財政の運営となっていることから、現在の税率では予算編成が難しい状況でございますので、現在諮問機関であります睦沢町国民健康保険運営協議会で検討しているところであります。

二つ目であります。

収納率をさらに高めるため、年金口座からの引き落としを図れないかについてですが、地方税法では国民健康保険税の納税義務者が老年年金等年金給付の支払いを受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主の場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収、いわゆる年金からの天引きの方法により徴収するとされており、世帯内の被保険者の年齢、年間の年金支給額及び介護保険料の納付状況等の基準を満たした世帯が該当となります。

しかし、今申し上げた年金特別徴収に該当する方でも、申出により取扱い金融機関からの口座振替による納付を選択出来、口座振替はこれまでも実施して来ています。また、コンビニ収納やスマホ決済を実施し納税者の利便性の向上を図っており、令和3年度現年度分の徴収率は千葉県内で54市町村のうち19番目となっています。

議員おっしゃる年金受取口座からの引き落としを希望される方は、徴税口座振替依頼書をご提出いただければ、本町の取扱い金融機関から口座振替を行うことが出来ます。引き続き

徴収率の向上のためにも口座振替の推進に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

三つ目であります。

マイナンバーカードの登録による保険証とのひもづけが行われることにより、保険証の発行事務が軽減され、事務費や通信費の削減につながるかについてでございますが、国では令和6年秋に従来の被保険者証の廃止を目指す方針を表明し、マイナンバーカードの普及を推進しているところであります。

保険証を廃止するためには、保険医療機関、薬局以外にも公的医療保険を使えるあらゆる場所でオンライン資格確認の環境が必要となり、利用機器の導入支援、保険者側のシステム改修の経費が必要となります。

また、保険税を納めている方は基本的に保険診療を受けられる当然の権利を持っていますので、色々な事情によりお手元にマイナンバーカードを持っていない方が必要な保険診療を受ける際、どのような手続をするのか様々なケースが考えられ、それに伴う事務が求められて来ますので、細部にわたってきめ細かく対応しなければならないと考えております。現在国で検討されている段階ですので、事務費や通信費の削減につながるかについては見込めない状況にあります。

次に、4番目でございます。

物価上昇により国民健康保険財源への影響が予想される中、赤字補填として一般会計からの繰入れはないかについてであります。国保財政を安定的に運営していくためには、必要な支出を保険税や国庫負担金等で賄うことにより、国民健康保険特別会計において単年度の収支が均衡していることが原則であります。決算補填等目的の法定外繰入れは保険給付と保険税負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることから、法定外の繰入れは考えておりません。

次に、5番目でございます。

健康づくりと疾病予防対策推進に向け、新たな事業を進められるのかについてでございますが、健康増進計画に基づき、生涯を健康で安心して住み続けられるまちづくりの実現に向け、健康づくりの教室や各種健診を実施しているところであります。本町の医療費は生活習慣病による医療費が上位を占めており、1番目が透析の必要な慢性腎臓病で、2番目が糖尿病となっています。そのため町では糖尿病等の生活習慣及び重症化予防のために、生活習慣の改善と健診後の指導、支援を行っております。

本年度は特定健康診査の結果、特定保健指導に加え、特に糖尿病性腎症の発症リスクが高く重症化しやすい方を対象に、保健師、栄養士による個別面談により生活習慣改善のための保健指導を行い、受診勧奨指導を実施いたしました。また、各地区の介護予防教室に保健師及び栄養士が出向き、糖尿病に特化した講話等の健康教育をし、内容の充実を図っているところでもあります。

新たな取組といたしましては、特定健診の結果から糖尿病ではないが腎機能の低下、または尿異常が見られる方に対し、医師会と連携し、生活習慣病、糖尿病に特化した内容の見直しを図って参りたいと考えております。国民健康保険の事業運営に当たり、国保データシステムを活用し、医療費適正化対策を推進し、保健事業の充実に努めて参りますのでご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、大きな四つ目でございます。

異種な産業の連携を図る地産地消を取り入れた睦沢町の特色ある産業の創出についてということで、新たな地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者等を結びつける取組は出来ないかのご質問にお答えをいたします。

新たな特産品をつくり出すことで地域の活性化や雇用創出を図ろうと、郵便局と連携し令和2年6月に設立された甘藷生産組合で生産、出荷された原料のサツマイモを郵便局の工場ですし芋に加工し、商品として販売しておるところでございます。昨年においては、甘藷生産組合全体でサツマイモの作付面積は500アール、生産量は82トンとなっております。

しかし、農家さんが丹精込めて育てたサツマイモも出荷出来る規格重量は200グラム以上800グラム未満と郵便局で定められており、実際に出荷出来たのは57トン、全体の70%となっております。また、生産者個々にはなりますが、そのほかの規格外となったサツマイモについては、郵便局で製造しているむつぼしいも以外の加工品や道の駅で販売するなどの取組がなされているところでもあります。

また、郵便局でも干し芋の製造過程において皮むきや検品の際に生じた食品ロスがおおむね6割、昨年度の実績では約35トンとなり、町内の消費を前提に有効利用として食用コオロギや畜産の飼料等に活用し、納品されたサツマイモを余すことなく活用しているところがございます。

この現状を踏まえて、私自身も持続可能な開発目標SDGsの関わりからも、出来ることならば廃棄されるサツマイモの有効利用を期待するところでもあります。

以上でございます。あとは教育長から答弁をいたします。



失礼しました。すみません……期待するところであります。サツマイモに限らず、農家さんが生産された作物が廃棄されることなく出荷、消費され、収益があるスキームが構築されれば農業の発展にもつながり、ひいては耕作放棄地の解消や担い手不足などの直面する課題の克服につながると考えております。

そのために町といたしましても、農業の経営安定に向け、引き続き国や県、関係機関と連携し、農業者にとって必要な支援をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、私のほうからの答弁でございます。

○議長（田邊明佳君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 酒井康雄議員のご質問にお答えします。

2、陸沢町教育振興基本計画進捗状況に関する調査についての①生活習慣や家庭学習の実践において、どんな成果や課題が見られ、その対策はどのように行って来たかについてですが、陸沢町教育振興基本計画進捗状況調査における「本町では、家庭教育に課題を抱える保護者への支援が適切に行われているか」の調査では、町全体として学校教育、社会教育を含めて支援が適切に行われているかという趣旨の調査でありましたが、議員のご質問は小・中学校を想定したものと思われま。学校における生活習慣や家庭学習に特化した場合には多少捉え方が変わりますが、ご質問の趣旨にあります生活習慣や家庭学習を主として回答させていただきます。

まず、こども園では、各学校に毎月配付される園だよりや保健だよりの広報媒体を通じて、各学年の目標、狙いやこども園での園児の状況を保護者に共有してもらうとともに、家庭で実践して欲しい事柄を発信しています。また、未就園児を対象とした子育て支援事業でも、毎月子育て支援事業だよりを発行し、役場子育て推進班窓口や公民館において、乳児の特性、援助の方法、離乳食の与え方の工夫、親子での遊びの楽しみ方等を具体的に保護者へ発信しています。

これらの取組から、1学期の保護者アンケートでは、「保護者は体力の向上につながる努力をしている」とか、「健康な生活に、必要な習慣や態度が、身につくよう努力している」では、回答者の9割以上が当てはまるとの回答をしており、保護者の家庭教育支援につながっていると思います。

次に、小学校では年度当初に家庭学習のやり方や必要なポイント等をしたためた「家庭学習について」の文書を保護者全員に配付し協力をお願いするとともに、併せて学年に応じ家

庭学習に興味を持って取り組めるよう、「家庭学習のしおり」を児童一人一人に配付し、保護者と一緒になり自主学習が進むような取組を行っています。

しかし、低学年ではまだ学習の習慣が身につけていないことから、宿題から始めています。また、家庭学習に取り組んだ児童は家庭学習カードに色をつけ、回数を達成した児童には職員室で直接校長先生に報告をし、励ましの言葉をもらうとともに、さらなる回数の多いカードをもらいます。これは児童のやる気や努力が見える化する取組で、前期の学校評価アンケートでも宿題や家庭学習に取り組む児童、保護者の肯定割合は上がって来ております。

生活習慣については、陸沢スタンダードの中の生活スタンダードとして、早寝・早起き・朝ご飯や挨拶、靴・傘の整頓、身だしなみ等について、教員間の共通理解や児童への指導、各家庭での理解、協力を得るためリーフレットの配付や学校の廊下等への掲示などを行い、意識づけからスタンダードへの定着を図っております。

特に年度初めにおいては確認作業を含め力を入れております。そのかいもあり、前期の学校評価アンケートの児童の肯定割合は8割から9割を示し、浸透していることを実感しますが、それが家庭に移ると保護者の肯定割合が下がって来ます。やはり家庭は児童にとって安心で自由に過ごせる場所であり、保護者の家庭教育に委ねる部分も多く、今後の課題として捉えております。

次に、中学校ですが、学習の範囲や難易度も高くなって来ることから、教科に応じて様々な対応をしております。例を申し上げますと、数学では一人の学習が困難な生徒に対して放課後の時間を活用し補習等を行い、家庭学習の手助けをしています。国語や理科では定期の小テストなどを行い、自ら苦手な部分を認識させるとともに、テストに向けた意欲を醸成させることで家庭学習に取り組むきっかけとしています。

そして、新たな取組としては、家庭学習を工夫して進めている生徒のノートを廊下に見本として掲示し、生徒の自主性を育む取組やテスト計画表の作成と題し、テスト2週間前に生徒自らが学習や振り返りの計画表を作成し、その進捗状況を日々担任に提出するとともに、担任から個々に向けたアドバイスもしています。また、夏休みなどの長期休暇では5教科を中心に教科ごとの特別講座を開設し、苦手な分野の補修を実施しています。

このようにして、中学校においては受験という大きなハードルがありますので、テストという自己確認のツールをうまく活用し、生徒の自主的な学習を育む教育を進めています。前期の学校評価アンケートでも、家庭学習に取り組んでいるとの肯定割合は生徒、保護者とも微増しております。

生活習慣においては、中学生という多感な時期を迎え、指導と生徒の自主性を優先する場面を見極めて適切な対応を心がけています。それが生徒の自主性を重んじ、時と場合に応じた言動や行動を自らが考え実行することにつながっています。また、職場体験などのキャリア教育、総合的な学習の時間のゲストティーチャー等、地域や社会とつながる機会を多く設けることで主体的な言動や行動が出来る機会としています。

前期の学校評価アンケートの生活習慣に関する部分の生徒の肯定割合は上がって来ておりますが、保護者の肯定割合は横ばいとなっています。これは自らを振り返ってもそうですが、多感な時期である中学生という年齢を考えればやむを得ない部分もあるのかなと考えますが、生活習慣の乱れは様々なところに影響を及ぼしますので、生徒の家庭の生活にも気を配りながら、今以上に連携を図っていきたいと考えます。

次に、3、小・中学校の施設及び学習環境についての①小・中学校の新校舎建設に当たって、意向調査の自由記述の中に「施設環境について課題を問う」設問がありましたが、施設及び学習環境において改善しなければならない要件はあるかについてですが、こちらについては先程の私の報告でも申し上げましたが、現在取りまとめを行っている状況ですので、アンケート結果からではなく、町教育委員会及び各学校が早急な改善や修繕が必要だと考えている大きなところについて回答させていただきます。

現在、児童・生徒に安心して安全な、そしておいしい給食を提供するため、睦沢小学校に給食センターがありますが、施設設備とともに導入した給食用備品が耐用年数を過ぎて使用しているものが多く、ここ数年頻繁に壊れて来ております。耐用年数を大分経過していることから修理部品のメーカー在庫もなくなって来おり、一昨年、備品納入業者に設備備品等の一斉点検をお願いしたところ、多くの施設や備品において早急な更新が必要との結果をいただいたことから、令和5年度から計画的な更新を考えております。

小学校、中学校とも大規模改修工事は行ったものの、建設時から半世紀を過ぎ、至るところで老朽化や不具合は見られます。しかしながら、限られた予算の中では整備に限界がございます。町教育委員会としては、学校関係者の意見を出来る限り反映した中で、優先順位をつけ適切な執行に努めていきたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 最初に、国民健康保険事業について再度お伺いします。

収納率をアップするためにうんぬんと書かれておりました。それについて色々口座振替で

すとか取組があるようで、県でも19番目ですか、そんなに低くはないというようなお示しをいただきました。

ただし、先程も申し上げたように、今後税率の見直しがなされて高額な健康保険税になりつつあるのではないかなというように思います。そんな中で、私もそうですけれども、以前はそんなに税に関して関心がなく、通知されたものを単純に右から左に振り込んでいました。一人一人に今後お願いしたいんですけれども、税率の見直しがなされて税改正がなされたときに、町民に分かりやすい税率アップの説明資料を用意していただいて、ご協力をいただきたいというような丁寧な対応を望みたいと思います。

税率を計算する式が、先日も見ましたけれども、非常に素人には分かりにくい部分もあります。国や県からの補助もあるし、自己財でやる部分もあるし、先程町長言ったように繰入金はあるだけなしで、基金の積み上げを少しずつ取り崩していくというような方法を取っているんですけれども、分かりやすい説明を是非令和5年の税の改正において示していただければというように思います。よろしくをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 分かりました。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 2点目の件についてご質問申し上げます。

先程、家庭学習の件でお答えいただきましたけれども、私も孫がこども園、小学生、中学生と、今教育長がお話しされた内容について関わっております。なかなか孫の指導ですから、親とは違って難しい部分もありますけれども、出来るだけ親に負担をかけないように努めてはおるんですけれども、その中で学校から家庭学習のガイドラインを示されて、それを親が見て子どもたちの指導に当たっていると思うんですけれども、私思うに学習の基礎学力の定着と習慣化を図る意味でドリル学習が非常に多い。

これは決して悪いことではないと思います。習慣をつける意味でもあるし、毎日鉛筆を持つということも、10分、15分でもいいからやりなさいというようなことで、私はいつも10問テストを自作して、それをやらせて間違ったところを添削し、もう一回3回書き直しなさいということもやって毎日続けておりました。

しかし、このドリル学習をやった結果は担任の評価に任せて、親の評価はされない部分も多いのではないかなと。何かというとノートに書いたのを学校に持って行って、先程のチェックリストの評価表に担任からチェックをして褒める、称賛をするということをなされてい

るようですけれども、親がそれを忙しい中ではあるかもしれませんが、きちんとやったかどうか毎日チェックし、その漢字とか計算とか間違っていたら青で修正しなさいというようなことを振り返りをすることによって、子どもは親との関係が密になる。自分を見守ってくれているんだなというコミュニケーションも取れると思います。そんな中で親も称賛を与える機会を設けると。

それからもう一つは、必要なのは毎日の習慣化だけでなく、自ら好きなことを課題に持ち、家族の援助をもらい、実践する中で達成感を持たせることも大切ではないかなと。これが毎日少しずつ進む。そして大きな成果を上げる。そのために家庭内で協力し、援助し、子どもが自力で、100%とは言いませんけれども、自力で解決した喜び、こういったものが将来に、中学生、高校生、将来にわたって自主解決、自力解決、そういうことにつながっていくんじゃないかなと思います。

それと副産物として家庭内でのコミュニケーションにもつながると思うんです。親が勉強したか、ちゃんとやったか、何時までだよとか、早く寝なさい、食事しなさい、こういった発言だけでなく、今日はこのことについてはどうだったのということを問うて、子どもに答えさせると。そんなやり取りが子どもの将来を親と共に考えるよい機会になるんじゃないかなというように思います。

そのためにも、教育長言われたように色々支援事業をやっているということですが、今後も親の教育力の必要性をさらに深め、家庭教育支援事業や保護者会で呼びかけることが必要ではないかなというふうに考えます。いかがでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 酒井議員のおっしゃるとおり、私も全く同感でございます。やっぱり家庭における保護者の役割として、親が面倒見てあげる、家族で面倒見てあげる、非常に大事なことだというふうに認識をしております。

今後、その大切なことであるよというのを親に分かってもらうために、色々な機会に、例えば保護者が集まるようなことが学校であったときの時間を一部お借りして、そういうような、例えば今の酒井議員なんか素晴らしいお話の、酒井議員とかにお話ししてもらおうとか、今のお話をしてもらったりなんかしてもすごくプラスになるかなというふうに思いますので、そういったような講師等を、どなたかのお話をどんどん入れながら、家庭教育の大事さ、親がどういうふうに関わればいいのかというようなことも含めて、そういったような機会を出来るだけ増やしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 続いて3点目、ありがとうございました。3点目ですけれども、10月25日に行われた公開研究会の体育館会場での講演のとき、室内の音の影響が非常に多く、反響が多く明瞭度を欠き、聞き取りにくいことがありました。音の入射波と反射波により合成波が発生し共鳴したものと思われます。会場準備の際、機器の交換テストを行ったのですが、せっかくの講演内容を把握するのに講演要旨の書かれた資料を見ながら理解するのに疲れました。スピーカーの向きや指向性を制御するもの、低音分をカット出来るミキサーを通すなど、改善が必要と考えます。

また、小学校の玄関前のロータリーの築山周辺部に菊のような黄色い花が咲いていました。私の見るところ特定外来生物で栽培が禁止されているオオキンケイギクと思われます。繁殖能力の高い黄色い小菊で、美しいと思いますが、関係職員に聞いても分かりませんとお答えいただきました。生態系に影響を及ぼすおそれがあるそうです。学習の環境にふさわしい植物を栽培し、同定し、興味関心を育む環境学習を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 公開授業のときの中学校の体育館の会場での音の不明さというか、私も現場にいましたので感じました。

ただ、ふだんの学校が使っている放送施設ではなくて、よりおいでいただいた方々によく分かるようにということで、違うスピーカーとかを持って来て設置をしてリハーサルをやったんですが、言い訳になってしまいますが、リハーサルするときには鮮明に聞こえていたんですが、当日恐らくマイクの本数が増えたりとか何かという関係があるのかなと思うんですが、その辺、あのようなちょっと音が悪かったということになってしまいましたので、今後そのような式典であるとか人を集めるようなことがあれば、もう少しリハーサルするときからきちんと点検をして進めるようにしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、小学校の玄関前に、築山にあった黄色の小菊、これにつきましては恐らく植えたものではないと思うんですが、ちょっと詳細が分からないので、またよく確認をして、もしも栽培してはならないものであれば、そこを点検をして除去したいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 最初の音響の件ですけれども、ここにも最初述べましたように、シス

テム的に音量が上がらないとか、既存のものに途中でマイクの感度が悪くなって途切れてしまうという心配があるので、広域の教育委員会からお借りしたものを設置して、確かに教育長言われるようにテストランをしたというように聞いております。

私を見る限り、体育館設備における音響のチェックですね、建設時のチェック、それを行う業者さんというのは体育館建設のときにはあまり関心がないといえますか、そこまで音の反響がどうかというテストもしないで行う業者さんが多いようです。それは失礼かもしれませんが、あの体育館を設置するに当たっても大分年数がたちましたので、当時はそこまでチェックしなかったと思います。

しかし、アンプとかそういうものは使っても、既存の体育館のスピーカーを使えばもっとよかったと思います。今までそういう問題をあまり聞いていませんけれども、今回非常に、先程も言いましたけれども、資料を見ながら理解するのに非常に苦労しました。

というのは広域から持って来たスピーカーも通してやったということは、指向性がないスピーカーであったということと、置いた位置が低かったために背面とかガラス面に反射する角度が出てしまって、聴取している、前のほうの方は直接スピーカーからの音を聞くんですけども、真ん中から後ろの方は壁から返って来ると合成した波を音で聞く。そしてまた音楽的にも低音部のものを拾うようなスピーカーだったかと思います。体育館のように高音部だけを発出しているものではなかったんじゃないかと思います。

そんなところでもうちょっと、やはりせつかくの機会だったので、十分検討しながら進めたらよかったかと思います。

それから黄色い花の件ですけれども、これよく見かける、路上で、道路の縁石周辺によく黄色い花が咲いていますよね。あの種類だと思うんです。だからあれは根が存在すれば、来年もまた出て来ます、菊ですから、菊科の。ただし、国では特別外来種で栽培は禁止されているということですので、多分来年出て来たときにもう一度チェックして、望ましくないものであれば排除すべきであるし、子どもたちにもただ撤去してなくならせればいいんじゃないかと、そういう生物も世の中にはたくさんあるから気をつけましょうねというのも一つの勉強じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 鶴沢教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 先程も申し上げましたが、音響のほうにつきましては、今後式典とかそういう人が集まる場所では、そういうことがないように十分注意をして進めていきたいと思っております。

それから花については、来年度、また春が来ると咲くのかなと思いますので、そこでよく点検をして除去するようなふうに進めます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

これで4番、酒井康雄議員の一般質問を終わります。

ここで1時半まで休憩とします。

(午前 11時59分)

---

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後 1時30分)

---

#### ◇ 米 倉 英 希 君

○議長（田邊明佳君） 次に、1番、米倉英希議員の発言を許します。

米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） それでは、一般質問に入る前なのですが、冒頭に先程2番、島貫 孝議員からの学童についての質問と重複するところがありますが、私も島貫 孝議員も学童については町民の声を真しに受け止め一生懸命応えたいと思いますので、執行部におかれましては、重複する質問だと思いますが答弁のほどよろしくお願いいたします。

それでは、通告事項に沿って質問させていただきます。

私も議員となり、約2年と半年。同時に千葉県商工会青年部連合会の役員、睦沢町商工会青年部、そして、消防団としての活動をさせていただいているところでございます。

このコロナ禍で活動が止まることにより、将来に向かっての不安、これからの時代を担っていく仲間や先輩、後輩たちとのコミュニケーション不足により、みんなの活動意識の低下が少なからずある中でも、活動を通し人とつながり、一緒に学び、共有する大切さを大事にしているところでございます。

町長自身も、積極的に国や県、また地域を代表する企業や団体とのつながりを大切に、町のためにご尽力されていると存じます。

その中で、一昨年、町職員を中小企業庁に派遣をし、今年度で派遣の期間が終わると存じます。国の一丁目一番地で仕事をするのは、想像を絶する忙しさだと思います。派遣された職員のご苦勞、そのご家族の方のご苦勞、そして当然ながら派遣により業務上での仕



事のカバーをされてきた町職員のご苦勞に対しても、敬意を表するところでございます。

そこで、1点目の質問になります。

先程も申しましたが、一昨年から中小企業庁に対しての派遣期間も、今年度で終了となりますが、来年度以降についての町職員の派遣について、町の考え、派遣をしたことでの成果や効果をどのように、今後町に生かすかお伺いいたします。

次に、9月定例会において、令和4年度の総務経済常任委員での決算の指摘要望事項にある「新型コロナウイルス感染症の影響により、経済の先行きは不透明である。町税について、人口減少や高齢化による今後の減少を考慮すると、自主財源としてのふるさと納税は重要であり、その確保に努められたい」とありました。

その中で、町としてはふるさと納税だけではなく、町長自身が議員時代に策定した企業誘致条例を活用し、企業が睦沢町に事業所を置いていただいた中での法人住民税、固定資産税などの自主財源もあります。

そこで、2点目の質問になりますが、町の企業誘致条例が制定され、現在の成果はどうか。また今後も、町内外の企業に対してのPRや営業はどのように進めていく考えがあるか、お伺いいたします。

最後に、放課後児童クラブについてお伺いいたします。

近年、人口減少や少子高齢化が進む中、子育て環境は大きく変化しています。女性の就労ニーズは高まっているにもかかわらず、仕事と子育てを両立出来る環境が不十分であることは、少子化の要因の一つであると思います。

また、核家族化が進んだことで、近くに相談出来る相手や場所がなく、不安を抱く保護者も少なくありません。子育てしやすい環境にしていくためには、子どもや子どもがいる家庭を地域全体が支える仕組みの構築が求められていると思います。

その一つとして、放課後児童クラブがあり、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対し、安全な環境で過ごせる場所として大切な役割を果たしていると思います。そのような中、ある保護者から来期の放課後児童クラブは、土曜日の受入れがなくなり非常に困っているとのお話がありました。

そこで、3点目の質問です。

町が放課後児童クラブ事業を睦沢ふれあいスポーツクラブに委託をしている中で、土曜日の預かりを今後どのような方向で考えているかお伺いいたします。また、こども園についても人材不足の問題があるか、学童についても同様な問題や課題が現在あるのかお伺いいたし

ます。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、米倉英希議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1点目の町職員の派遣についてと、2点目の町内の商工について、お答えさせていただきます、3点目の学童保育については、教育長から答弁させていただきます。

初めに、町の来年度以降の派遣職員についての考えと、派遣の成果や効果をどのように生かすかのご質問であります。令和3年度、そして4年度と2か年をかけて、国の経済産業省所管であります中小企業庁経営支援部小規模企業振興課に1名町職員を派遣しておるところでございます。

職員を県や国などに派遣することには、町から離れ、幅広い視野を養い、先進的な知識の習得とともに、各種政策の形成能力や計画遂行能力の向上などにつながるものと期待しているところでございます。加えて、人脈の構築により情報の収集や指導助言をもらうなど、将来にわたり町にとって有益なつながりであることは、過去の派遣職員の実績からも明らかであるところでございます。

このようなことから、県・国等への職員の派遣は、私としては継続して行って参りたいところでありますが、一方で派遣により町の人的リソースが減らないような配慮も必要でございますので、来年度以降も予定事業と職員数等を見極めた上で、可能であれば積極的に、派遣をして参りたいと考えているところでございます。

なお、現在中小企業庁に派遣中の職員につきましては、小規模企業の振興に関する企画・立案等、難易度の高い業務にも積極的に取り組み、派遣先の上司からも高い評価をいただいております。

私といたしましては、本町の産業の振興につながるような、国の関係部署に派遣いたしましたので、派遣終了後はその成果が十分に生かせる関係部署に配置をし、培ってきた知識や人脈を生かして、時代に即した的確な情報の伝達や各種制度の指導助言など、今後の町内中小企業等農業を含めた産業全体の発展に寄与してくれることを期待しているところでございます。

そして次に、町内の商工についてということで、初めに昨年3月に制定された陸沢町企業誘致条例の成果についてお答えをいたします。

企業誘致の促進は、健全な財政運営を進めていく上で、また就労の場の確保として、ひい

では地域経済の活性化など企業誘致のメリットは多岐にわたるものであると考えておるところでございます。

そのため、企業誘致に際しては、睦沢町企業誘致条例に基づき、町内に創業を開始する企業に対し、固定資産税及び法人町民税の5年間の全額免除を講じるなどの優遇措置を設け、可能性のある企業へのアプローチをしているところでございます。しかし、近年は目まぐるしく変わる社会情勢や経済情勢、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相談件数はあるものの、結果として企業誘致条例に該当するような企業進出までの成果を上げることが出来ず、現在に至っているところでございます。

しかしながら、企業誘致条例の対象とはなりません。地域に密着した小規模な新規事業者は、令和3年度にサービス業で2者、今年度においては美容業で1者の創業実績があったことから、町としては、後押しをするために創業者支援事業に基づく支援をしたところでございます。

次に、今後も町外の企業に対してのPRや営業はどのように進めていく考えがあるかについてであります。本町は都心から70キロメートル圏内に位置しており、素晴らしい自然環境、生活環境に恵まれた地域でありながら、都心と比べ立地のコストが安いこと、またグリーンラインの整備が予定されていることで都心からのアクセスが今まで以上に向上されるなど、企業誘致に適した立地条件にあると言えます。

その地域性をアピールしつつ、近隣の競合する同様の立地条件の中から、最終決定をしていただくには、やはり誠意や熱意を持って、その企業に当たる姿勢、そして何よりも町外で活躍している町出身の方や、町にゆかりのある企業からのつながりを広げていくことが大事だろうと思ひ、これから、そんなつながりを大切に、また熱意を持って取り組んで参りたいと思っております。

いずれにせよ、常日頃から職員一同アンテナを高くし、県や商工会、企業からの紹介も受けながら、官民一体となって情報収集に努めるとともに、可能性ある企業等に対しては、私自ら出向き企業誘致する、トップセールスも積極的に進めていきたいと考えておるところでございます。

第2期総合戦略にも掲げてありますように、企業誘致は町の重要施策であると認識をしておりますので、今までに増して重点的に推し進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

この後、学童保育については教育長から答弁をいたします。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 米倉英希議員のご質問にお答えいたします。

3、学童保育について、①土曜日の預かりがなくなるのは事実か、事実であるならば、こども園と同様な問題や課題が原因なのかについてですが、ご指摘のとおり人材不足は確かにありますが、こども園のように資格は必要とせず、補助員として働けること、勤めてからでも経験により支援員の資格取得が可能であることや放課後児童クラブの趣旨では、小学校に就学している子どもで、その保護者が労働、疾病、介護などにより昼間家庭にいない子どもを対象に、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供することとされており、学習を見守ることはあっても教える行為までは求めないことから、応募のハードルは低いと考えております。

しかしながら、勤務する時間が家庭生活において、1番忙しい時間と重なることや人づてで協力者をお願いしていることもあり、働いていただける方の希望を、考慮しながら勤務シフトを組んでおり、大変苦勞している旨のお話を聞いております。

米倉議員には、放課後児童クラブの窮状をご理解いただいた上で、ご紹介をいただいた経緯もあり、このような結果となっていることは、大変申し訳なく思いますが、先程の答弁でも申し上げましたが、土曜日の預かり休止については、町も教育委員会も、体制を整えば速やかに再開を考えておりますので、ご賢察いただきご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） すみません、ご答弁ありがとうございます。

それでは、町の職員の派遣についてということで、2回目のご質問に入らせていただきます。

先程派遣中の職員に対する評価、これから町行政へ復帰し仕事を行う上でのその派遣された職員の期待、そして派遣先の上司からの評価も大変高い評価をいただいたと、町としても派遣された職員としても、大変実になったことであったかと存じます。

給与等の予算の問題、また町が優先しなければならない事業等もある中、過去の実績もあることから、今後も積極的につながりをつくり、派遣等により町行政を離れ様々な場面でのいいところを吸収し、派遣された職員の資質向上から、次から次へと町職員へのいい刺激になるような相乗効果が得られることを期待するところでございます。

ここで、2回目の質問に入らせていただきます。

先程、町職員の資質向上と述べさせていただきました。

若い職員の皆さんもこれから町行政を担っていく中で、様々な場面で新たな取組など、自らがやっていく時期がもうすぐ来ている世代の職員も多くいると思います。その中で、コロナ禍であっても社会経済活動をしていく中で、町行政におかれましても、会議や打合せ等リモートの活用やペーパーレス化によるデータの共有など色々されていると思いますが、現在取り組んでいることがあるならばお伺いをいたします。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） それでは、ただいまの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍における国や県等の行政間の説明会あるいは会議などはウェブ会議が、かなり普及して参りまして、会場までの行き来の時間の短縮や交通費の削減、参加人数の制約の緩和などのメリットにつながっております。

日常業務におきましては、国・県等からの文書や付随する資料はメール添付が主流でございまして、その内容の確認を受信した側が全て出力しますと大量のペーパーになりますので、必要な内容を精査したり、関係部署に転送するなどして対応しております。

また、庁舎の庁内の出先も含めた周知の文書もメール送信やあるいはパソコンの共有フォルダによりまして、情報の提供や収集を行っております。

社会全体がデジタル化が加速しております、町としても可能なものから取り組んで参りたいと考えております。これまでも若い職員を中心に、ローカル5Gの検討会などを立ち上げまして、課題検討等を行ったこともございますけれども、引き続き派遣した職員の経験値も生かしながら、相乗効果として若い世代を含め、職員が前向きに仕事に取り組めるような環境づくりに努めて参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） ありがとうございます。

次に、2番、町の商工についてということで、質問をさせていただきます。

先程来、町長のご答弁をお聞きし、町長自身が先頭を切って、企業誘致を重要な位置付けとして、様々な場面におかれてもご努力、ご尽力をされていることがよく理解出来ました。直近におかれましては、小規模事業者の創業が3者あったということは評価いたすところでございます。

しかし、企業誘致条例に合致するような企業の誘致には至っていないのは、何か町として様々な大手企業や中小企業に対し、営業する際に何か問題になっていることがあるのではないのでしょうか。

ここから、2回目の質問に入らせていただきます。

これまで行ってきた企業誘致において、課題や問題点、その対応について分かる範囲で、あればお聞かせ願えればと思います。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

これまで行ってきた企業誘致において、成果に至らなかった課題や問題点とのことでありますが、企業を誘致するに当たり、大きな課題・問題となっている一つとして事業用地の確保が挙げられます。

本町では自然豊かな肥沃な大地が広がり、古くから生産性の高い優良農地により農業を営んできました。それがゆえに、農地の大部分は農用地域に指定されて、なかなか転用が出来ないところが現状であります。

今までも物流のお話、また進展のお話、工場誘致のお話をいただいて、何度か詰めまで話にしているわけですが、どうしても事業用地の確保がなかなか厳しい、また農振法に関わる部分での網かけがあり、すぐにご提供を、また地主さんにお話しすることが出来ない。それが1番の問題になっているところだと思っています。

今年度、皆様方にもお話をさせていただいているところでありますが、土地利用計画をいわゆるゾーニング計画を今年度中に一応作成予定にしてありますので、そのエリアを分けた中で、県のほうにも、その企業誘致に当てはまる場所があれば、働きかけをして網を外せる動きをしていきたいなと思っています。

まずもって、その部分をクリアすることが企業誘致を確実なものにしていくものになるものだと考えております。大きな課題は、土地であります。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） ありがとうございます。

それこそ今、睦沢町現状の、今の現在の町の現状を聞かせていただいた中でのご答弁ありがとうございます。

それこそ私も、昨年の一般質問の中で、土地利用計画のお話をお伺いしたことがありました。各地域の持つポテンシャルを十分に生かせるゾーニング計画というものを進めていく。そういった中で、今答弁の中でのそのゾーニング計画を進めていく中でのスプロール化を防ぐ意味でも非常によいことだと思いますので、大いに期待するところでございます。

それこそ最後に、町長ご自身が業種を問わず様々なところで、幅広いおつながりをお持ちでいますし、その豊富なつながりを生かして、今後またトップセールスを積極的に行っていたら、今後また企業誘致を重点的に進めていただければと思います。

以上で、終わりにします。今、町の町内の商工についてということで終わりさせていただきました。

続いて、3番の学童保育についてということで、先程、教育長のほうからのご答弁、ありがとうございました。

放課後児童クラブにおかれましても、人材不足の問題があるとのこと回答でしたが、それこそ私自身も働いていただける方を探し、様々な方々にお声がけをして、やはり働いていただく時間帯が夕方の1番忙しい時間帯とあることから退職をされたり、子どもたちもそれぞれ自分たちの生活をして時間的に余裕がある方などに限られると、私自身も様々な方をお願いをした中でも実感したところであります。

それこそ今、受託されている、睦沢ふれあいスポーツクラブにおかれましても、保護者が仕事等により昼間家庭にいないお子さんたちに対し、適切な生活と遊びの場を支援し、町の子どもたちの健全育成のため、人材不足の中ではありますが、複雑なシフトを組むなど対応していただいていること、そして、コロナ禍の中、感染症対策をしっかり図って、保護者に安心していただける環境づくりに取り組んでいただいていることは、大変ありがたく感じたところでございます。

以上で、私のほうからの一般質問は、終わりとさせていただきたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 答弁よろしいですか。

○1番（米倉英希君） はい。

○議長（田邊明佳君） これで、1番、米倉英希議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

なお、再開はブザーにてお知らせいたします。

（午後 1時55分）

(休憩中議会運営委員会開催)

---

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時08分)

---

○議長（田邊明佳君） 先程の休憩時間に、議会運営委員会が開催されています。

内容について、5番、丸山克雄委員長から報告願います。

丸山克雄委員長。

○議会運営委員長（丸山克雄君） 先程の休憩中に正副議長室におきまして、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容につきましてご報告いたします。

案件は、本日、議長へ申し出されました、厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査についての取扱いについてであります。

協議の結果、閉会中の継続調査の件を追加日程として、本日、日程の最後に追加することといたしました。

よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

---

#### ◎日程の追加

○議長（田邊明佳君） ここでお諮りいたします。

ただいま報告のありました閉会中の継続調査申出の件については、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査申出の件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定しました。

ここで追加議事日程及び閉会中の継続調査申出書写しを配付させます。

(追加議事日程、閉会中継続調査申出書配付)

○議長（田邊明佳君） 配付漏れはございませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 会議を続けます。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第5、議案第1号 睦沢町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

白井総務課長。

○総務課長(白井住三子君) 議案第1号 睦沢町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことから、町長選挙及び町議会議員選挙における当該公営に関しては、公職選挙法の規定により、国政選挙に準じて条例で定めることとされているため、限度額を引き上げる改正を行うものです。詳細については、添付の審議資料のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第6、議案第2号 睦沢町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

白井総務課長。

○総務課長(白井住三子君) 議案第2号 睦沢町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国において、高度化・複雑化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが求められる中、昨年、国家公務員法が改正され、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、諸制度が設けられました。

地方公務員の定年については、地方公務員法により国家公務員の定年を基準とすることとされているため、国家公務員と同様、令和5年度から令和13年度にかけて、2年に1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げられることとなります。

また、定年の引上げと併せて、国家公務員と同様の措置を講ずる必要があることから、令和3年6月11日に地方公務員法が改正され、組織の新陳代謝の確保、組織活力の維持を目的に、60歳に達した職員について管理監督職勤務上限年齢制が導入され、60歳に達した翌年度から管理監督職から降任することとなるため、職務の級が7級、6級の職員は5級に降格す

ることとなります。

また、60歳以降の職員の健康上、人生設計上の理由等による多様な働き方を可能にするための措置として、60歳に達した日以降、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することが出来る定年前再任用短時間勤務制が導入されます。

なお、現行の再任用制度については、令和5年4月1日をもって廃止されますが、雇用と年金の接続の観点から、引き続き65歳までの任用が出来るように、経過措置として、65歳まで定年が引き上げられるまでの期間においては、現行の再任用制度が暫定再任用制度として存続することとなります。

また、60歳以降の勤務形態等が多様になることを踏まえ、60歳以降の任用、給与及び退職手当に関する制度について、職員が十分認識した上で勤務の意思を決定することが適当であることから、60歳に達する年度の前年度に、当該職員に対する情報提供・意思確認制度が創設されました。

本案は、以上の点を中心に、関係規定の整備を行う必要があることから提案するものでございます。詳細につきましては、別添の審議資料のとおりです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第7、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、議案第2号でご審議いただきました職員の定年年齢の引上げ等に関連して、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以降、給料月額を7割水準とすることや、管理監督職勤務上限年齢制により降任する職員について、当該降任による給料月額の減額と7割水準とする措置による減額により、二重の減額が行われることを考慮し、当該職員に対して調整額を支給することで、管理監督職勤務上限年齢前の給料月額を7割水準となるように措置することとなります。

また、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、従前の再任用短時間勤務職員の勤務時間、休暇等の規定を新設される定年前再任用短時間勤務職員に適用することなど、改正を要する関係条例の整備について提案するものでございます。詳細につきましては、別添の審議資料のとおりです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

今関澄男議員。

○9番（今関澄男君） 職員の退職手当の関係なんですけれども、65歳になるまで5年間延長されて、退職手当の係数は1年に1とすれば5という形になるわけなんですけれども、60歳のピーク時の給与に対してこれを乗ずるということで解してよろしいんでしょうか。例えば60歳

でやれば、係数を60という形、それから65歳になれば65という計算の仕方によろしいでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） ただいまのお見込みのとおりピーク時のというところで、そういう形になります。

○議長（田邊明佳君） 今関澄男議員。

○9番（今関澄男君） そうしますと、7割減額というのが60歳以上5か年続き、5年になるわけでありまして、ピーク時の給与をその時点で退職手当を計算し、あと5か年というものは7割下がった額で計算するというのが順当な計算というふうに、私は考えるべきだというふうに思いますけれども、いわゆるピーク時の60歳の最高賃金が65歳で定年される、この5か年の当然さやが生じますよね。

ですから、その辺の計算方法というのが、国の法律でということであれば仕方ないわけですが、ございますけれども、単純に考えた場合、その辺はある面、陸沢独自の、やっぱり退職規定というものを検討すべきではないか。これは単純な計算ですけれども、そこに不合理が生じるんじゃないかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 退職手当につきましては、職員が不利にならないようにということで、当分の間、定年を理由とする退職と同様に算定することというふうになっておりますので、国のほうのそれに準じたような形で取り扱っております。当分の間というところはついているんですけれども。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第8、議案第4号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 議案第4号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

むつざわ福祉交流センターにつきましては、現在、睦沢町社会福祉協議会を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第3条第1項第4号、地域の人材、団体等のため、政策的な方針に照らして合理的な理由があることとの規定により、公募によることなく睦沢町社会福祉協議会を指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本施設の指定更新につきましては、利用状況や住民の利便性等を念頭に置き考慮いたしました。現指定管理者である睦沢町社会福祉協議会は、様々な社会福祉を目的とする事業を実施しており、幅広い世代の住民とつながりがあることや、職員が常駐することによる施設管理面での経費削減等に成果が上がっております。

また、住民をよく知る団体が施設を管理することは、利用者のサービスの向上につながりますので、現在管理を行っている睦沢町社会福祉協議会が引き続き管理することが適切であると考えております。

指定期間といたしましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第9、議案第5号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 議案第5号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定期間の変更について、提案理由を申し上げます。

かずさ有機センターは、睦沢町、一宮町の酪農家の適正なふん尿処理及び耕種農家の農業廃材であるもみ殻の有効活用を図るため、堆肥を製造する施設となっており、製造された堆

肥は近隣の農家に還元され、資源循環型農業の核となっています。

現在、株式会社チェンジ・ザ・ワールドが指定管理者となり、指定の期間を令和3年4月1日から令和6年3月31日までとし、施設の管理を行っております。しかしながら、指定管理者より、現行の指定管理者の指定期間を1年短縮したい旨の申出があり、一宮町及びかずさ有機センター運営協議会と実施した協議により、かずさ有機センター管理運営事業については、指定期間を1年短縮し、一宮町との協同における公営方式での管理運営にいったん戻すという結論に至りました。

以上の結果を踏まえ、睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第11条の規定により、契約当事者双方の合意の上、契約解除、指定期間を変更したことから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間の変更について議会の議決をお願いするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） ここに書かれている議案の文字の中で、指定管理者の住所、これでも正しいのでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） こちらの住所でございますが、令和3年4月1日に締結しましたかずさ有機センター指定管理者協定書に基づき、こちらの住所で正しくなっております。今も同じで正しいです。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 26番地の20と書かれていますがけれども、この平仮名が入るんですね。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） こちらの議案で提出させていただいたものは、協定書に書かれているもので、会社の戸籍等にも書かれて記載されているもので、「の」が入っております。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。



他にございますか。

伊原邦雄議員。

○13番（伊原邦雄君） これは契約期間が短縮ということで、その理由は何でしょうか。そして、これは契約不履行ということで、何らかの損害賠償は発生しませんか。金銭的な損害賠償が発生しなくても、途中で放り投げるということですから、町側とすると事務的な煩雑さが、作業が残されます。それでも大きな被害なんです。

それと、契約前にこの会社の信用調査は十分なされたでしょうか。私は当時、かねがね町の出入りの業者については念入りに信用調査を行うことを提言して参りました。でも、そんなに受け入れてもらえなかった経緯があります。今後はやはり……事例として会社の謄本さえ取っていなかったということがありました、過去に。その点ちょっとお尋ねします。

それと、このチェンジ・ザ・ワールドは、町内で太陽光発電を相当やっているんじゃないかと思います。それで、あるいは町内で貸してある人、あるいは売ってしまった人、土地を人がいると思いますが、その契約の中身は撤去までの契約がなされていると思います。要するに、こういう信用状態のない会社が契約者の相手方であるということは、これが撤去までにはいなくなってしまうおそれがあるんです。だからこそ、やはり町内に入り出す業者については、信用調査をしっかりとやらなければならないと考えます。

事由、契約不履行、損害賠償、契約前の信用調査どうなされたか、分かる範囲で結構ですからお答えいただきたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） まず、こちらの今回の工期の変更についてからご回答いたします。

現在の指定管理者、チェンジ・ザ・ワールドでございますけれども、当初の契約時点の計画ですと、もみ殻とふん尿から堆肥製造、販売、散布を行って収入を得て採算が取れる計画でございました——失礼しました、それではちょっと収入が見込めない。もみ殻とふん尿では、製造販売するだけの収入が採算が見込めないという当初の計画でした。あわせて、その分を他に転用するというので、シリカから精製し販売することで収入を見込み、黒字化させることで運営が成り立つスキームで話が進んでおりました。

しかし、シリカを生成する機械は高額のため、会社だけの自主財源だけでは難しいため、国の事業再構築補助金を活用することが必須でありましたが、町も出来るだけの協力は行ったものの、国の補助事業の採択にまで至らず、シリカ事業を断念せざるを得ないという結論

に達しました。そのため、チェンジ・ザ・ワールドでは、有機センターの経営が成り立たなくなってしまう、今年度限りで撤退したいとの申出があったことから、指定期間の変更を行うものです。

ただ、議員おっしゃるとおり、今回の契約期間の変更は不履行ではないかということなんですけれども、現在、町のほうでは、この指定管理者に対して、契約において指定管理料を納めてはおりません。無償で行ってもらっております。町の顧問弁護士のほうとも相談しましたが、町に損害が、損失が特にあったとは認められず、反対に2年間無償でやってもらったので恩恵があったのではないかということで、賠償を求めることは出来ないのではという結果に達しております。

また、契約終了の際に、協定書により施設の機械等は原状復帰・回復を定められておりますが、そのほか、次年度から公営による運営によりますので、支障が出ないように、契約解除のときに合意契約を再度結びまして、その点補完していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

あと、こちらの業者につきまして、決定の際は、当時、かずさ有機センター運営協議会のほうの中でもヒアリングを行って決めたということで伺っております。信用状況については、この場でちょっと詳しく述べることも出来ないんですけれども、ただ今回については、あくまでも補助金が下りなかったということで事業を諦めざるを得ないという結論になりまして、ほかの面では特に、太陽光とかも町内でやられているんですが、その辺はまた別に、営農型とか下が農地でやられているところもありますので、その辺は農業委員会とも連携取りながら指導はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

伊原邦雄議員。

○13番（伊原邦雄君） 恐らく、契約先としての信用調査は念入りにはなされていないはずなんです。だから、今後やはり町に出入りする企業、業者は、十分信用調査をするべきです。

このなぜチェンジが続けられなくなったかということ、資金手当てが出来なかったんです。ということですね。ということは銀行が貸してくれないんですよ。そういう先の企業なんです、ここは。

補助金をもらえなかったから、それは違いますね。それもあるかもしれないけれども、多くは、本当の理由は資金繰りなんですよ。その辺も要するに調査しなくちゃいけないんです

よ、雇う、契約する側は。今後は、その辺は慎重になさると思いますけれども、やはり太陽光発電をやっている地主さんとかは、ちょっと私は今後心配になります。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 企業の信頼、信用については、金融機関からの融資が受けられなかった理由については、ちょっと町側も教えてもらえない点でございまして、その辺はちょっとお答え出来ないんですけれども、今後については、今後の指定管理者の選定につきましては、酪農家も減少傾向でございまして、

そして、そのため堆肥の減収傾向にあることから経営の改善が必要とされてきますので、今後は今まで以上に、一宮町を始め酪農家、堆肥をまいている稲作農家、そして運営協議会、そして議会のほうにも、議員各位のほうにもご意見を聞いた中で慎重に決めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 伊原邦雄議員。

○13番（伊原邦雄君） 今の質問とかお答えが、大塚さん1人で何かしょってしまわれて大変かわいそうなんですけれども、これは町長始め皆さん、町の幹部の方に私は申し上げていることとございまして、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。かずさ有機センターの運営協議会でも、しっかりとそこは同じ共通認識を持ちながら、次、指定管理が出るようであればしっかり調査をして進めたいと思っております。

また、ほかの部分で指定管理であったりとか、委託する業者に関しても、議員今までおっしゃっていただいているとおり、しっかりと調査をするところはする。そして信用の持てるところに、しっかり町の部分を発注していくということで考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定期間の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第10、議案第6号 令和4年度睦沢町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木政信君) 議案第6号 令和4年度睦沢町一般会計補正予算(第5号)について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、7,787万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億7,264万2,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず初めに、職員等の人件費についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費及び7款1項1目土木総務費における時間外勤務手当については、休職者による事務を在籍担当職員でフォローしたことで、例年より時間外勤務が増加したことにより増額いたしました。また、共済費は千葉県市町村職員共済組合において率が決定したことから減額いたしました。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費は、市町村職員採用試験負担金について、職員採用試験における職場適応性検査を追加したことにより増額いたしました。

2款1項2目文書広報費は、緊急地震速報の発表基準の変更に伴い、Jアラート改修業務委託料を追加いたしました。

2款1項3目財政管理費は、ふるさと納税において、寄附の申出が当初見込みより増加していることから、返礼品代を含むふるさと納税業務委託料及びふるさと納税受付システム利用料を増額いたしました。

2款1項5目財産管理費は、委託料及び使用料について、実績により減額いたしました。また、積立金につきましては、スマートウェルネスタウン地域優良賃貸住宅の1件分の入居について、敷金を基金条例に基づき積み立てるものです。

2款1項6目企画費及び10目諸費は、令和5年度に町制施行40周年を迎えるに当たり、町の概要や魅力を紹介するための町勢要覧作成委託料及びPR用の懸垂幕やのぼり旗等に係る経費を追加いたしました。

2款2項2目賦課徴収費は、確定申告用機器の故障に伴い、更新に係る経費を追加いたしました。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、民生・児童委員の一斉改選により、委員が1名増員となったことから、民生・児童委員報酬を増額いたしました。また、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けている障害及び介護事業所に対し、経営基盤の安定とサービス提供体制の維持を目的として、社会福祉施設等物価高騰対策支援金を追加いたしました。福祉タクシー助成金は、利用者の増加及びコロナワクチン接種用のタクシー券の発券に伴い増額いたしました。

3款1項2目老人福祉費は、措置者1名の増加に伴い、老人保護措置事業委託料を増額いたしました。

3款1項3目障害者福祉費は、児童福祉法に基づく障害児通所給付について、利用者の増加等に伴い、役務費では介護給付費等支払事務手数料、扶助費では介護給付費及び訓練等給付費を増額いたしました。また、令和3年度の障害児入所給付費等国庫負担金及び障害者医療費国庫負担金の精算に伴い返還金を追加いたしました。

3款2項1目児童福祉総務費は、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施するために、妊娠時等準備金を追加いたしました。また、令和3年度の子ども・子育て支援交付金の精算に伴い返還金を追加いたしました。

3款2項2目児童措置費は、令和3年度の子育て世帯等生活支援特別給付金の精算に伴い返還金を追加いたしました。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費は、衛星電話のシステム更新により、電話料を増額いたしました。また、職員のB型肝炎予防接種について、令和3年度において新型コロナウイルス感染拡大により、接種に対する業務の対応が本年度へずれ込んだことにより、委託料を増額いたしました。医療機関、薬局等物価高騰対策支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、物価高騰により、医療機関及び薬局等の負担を軽減し、安定的かつ継続的な医療体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症検査等の対応医療機関に対し30万円、また、その他の医療機関及び薬局に対しそれぞれ10万円の支援金を追加いたしました。

4款1項2目予防費は、昨年度から運用している健康アプリの活用者が増加しているため、インセンティブ代等に係る経費を増額いたしました。また、健康増進事業委託料について、実績により減額いたしました。子宮頸がんワクチン接種費用は、積極的勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃し、定期接種の対象年齢を過ぎて任意接種を受けた方について、当該任意接種の費用の助成を償還払いするための経費として追加いたしました。

4款1項3目環境衛生費は、合併処理浄化槽設置整備事業の申請件数が当初見込みより増加したことから、合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び浄化槽整備に伴う転換補助金を増額いたしました。

4款1項5目母子衛生費は、令和3年度の未熟児養育医療等国庫負担金の精算に伴い返還金を追加いたしました。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費は、農地の現地確認業務において、現地確認アプリによるデジタル地図を利用することで、事務作業等の効率化を図るため、タブレット端末の導入経費及び端末の使用に係る回線料を追加いたしました。

5款1項3目農業振興費は、当初予定していたリース自動車の納車が遅延したことにより、自動車借上料を契約実績により減額いたしました。また、水稻農家の作付品目及び作付面積が確定したことから、面積算定に基づき飼料用米等拡大支援事業補助金を増額いたしました。経営所得安定対策直接支払推進事業補助金は、申請手続電子化に係る事業費の追加配分があったことにより増額いたしました。

エネルギー価格高騰緊急対策支援金については、5款農林水産業費、1項3目農業振興費及び6款商工費、1項1目商工業振興費において、長期化するコロナ禍の影響に加え、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境に置かれている町内に事業所を有する中小企業者や農事組合法人等に対し、事業の継続を支援するため、事業用として購入した燃料・電気・ガス等のエネルギー経費を支援するための経費を追加いたしました。

7款土木費、4項1目公園管理費は、総合運動公園についてとなります。修繕料については、消防設備等保守点検により、不良等の指摘を受けたこと及び給湯器の不具合により、早急な修理が必要なことから増額いたしました。

業務委託料では、体育館アリーナと柔剣道場における照明は水銀灯・白熱灯などを使用しており、各メーカー既に生産が終了していること及びアリーナの天井ががり天井となっており、現在の建築基準法に適合しないことから、安全に施設を利用出来る環境を整えるための整備に向けて調査・設計委託料を追加いたしました。また、施設内で漏水が発生しているため、漏水調査業務委託料を追加いたしました。空調設備改修工事は、体育館キッズルームのエアコンが経年劣化により故障したことから追加いたしました。

7款5項4目住宅建設費は、令和5年度において若者定住型の分譲地開発を予定しており、整備に係る調査経費として、若者定住型分譲地調査設計業務委託料を追加いたしました。

9款教育費、1項2目事務局費は、学校給食調理等業務委託料について、契約実績により減額いたしました。

9款3項1目学校管理費は、睦沢中学校体育館の天井ががり天井のため、建築基準法において適合しないことから、安全に施設を利用出来る環境を整えるための整備に向けて、屋内運動場調査設計委託料を追加いたしました。教材用備品については、理科教育施設整備費事業の採択により、理科備品に係る経費を増額いたしました。

9款5項3目公民館費は、睦沢中央公民館の浄化槽ポンプの故障に伴う修繕費を増額いたしました。また、特殊建築物定期報告業務委託料については、実績により減額いたしました。

9款6項1目保健体育総務費は、郡民体育大会の中止及び県民体育大会への選手派遣の中止に伴い、町スポーツ協会補助金を減額いたしました。

歳入につきましては、負担金、国県支出金、ふるさと納税寄附金、繰入金の福祉振興基金繰入金、若者定住促進基金繰入金、地域優良賃貸住宅敷金基金繰入金及び諸収入の地域優良賃貸住宅敷金については、各歳出の特定財源といたしました。また、諸収入の国県支出金過年度収入については、令和3年度児童手当交付金及び児童手当県費負担金の精算と、令和3年度子どものための教育・保育給付費交付金及び子どものための教育・保育給付費県費負担金の追加交付により増額いたしました。

一般財源は、普通地方交付税及び財政調整積立基金の加減により調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） すみません、私のほうからちょっと2点ほど、お伺いをさせていただきます。

まず、12ページの民生費の中から、それこそ昨今ずっと燃料代であったり、私たち生活する上で様々なものが値上がっているんですけども、1款1項の18節社会福祉施設等物価高騰対策支援金ということで、これ町内の中でその施設、どのところを補正されてのこの予算計上なのか、それをお伺いしたいと思います。

続いて、15、16ページにかけてなんですけど、農林水産業費のところのエネルギー価格高騰緊急対策支援金、それとその下の商工費のところでも、エネルギー価格高騰対策支援金ということで、同じものであれしていると思うんですけども、この中のこの補助率、多分相当件数があると思うんですけど、その対象ですとか、その対象される場所の補助率等々、ちょっと細かいところが分かれば、ご説明のほどよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） それでは、3款1項1目社会福祉総務費のうち、18節の社会福祉施設等物価高騰対策支援金についてのご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、物価高騰の影響を受けている町内の介護及び障害福祉サービス施設、事業所、そこに対する経費の一部を支援することによりまして経営の安定化を図るという趣旨の支援金でございます。対象となる施設につきましては、介護・障害確保に基づくサービス提供事業所を事業の対象としておりまして、障害福祉のサービス事業所のほうが11箇所、介護の事業所が18箇所、合計29箇所を事業の対象として予定してございます。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 私のほうは、5款農林水産業費、そして6款商工費にあります、睦沢町エネルギー価格高騰緊急対策支援金の概要についてお答えさせていただきます。

この事業ですけれども、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、コロナ禍の影響に加え、エネルギー価格高騰により厳しい経営状況に置かれている中小企業者等に支援するものです。

まず、対象者となる中小企業者ですが、町内に事業所を有し、営利を目的として、現に事業活動を行っており、中小企業法に規定されている中小企業者になります。そして農業者と



は、人・農地プランに位置づけられた中心経営体、そして、農業所得を青色申告または白色申告を行っている個人事業者が対象となります。

次に、補助金の額ですけれども、事業用として購入したエネルギー、エネルギーとはガソリンや軽油、灯油、重油、その他に電気、ガス代になります。その合計経費が5万円以上を対象として30%以内の金額を交付いたします。ただし、法人では100万円を上限、個人では30万円を上限としております。

補助金の算出方法ですが、法人の場合は直近の確定申告で判断させていただき、申告書に記載の水道光熱費及び燃料費という欄がありますけれども、こちらの欄の金額、そして、個人の青色・白色申告の場合は、令和3年の申告書に記載されている動力光熱費の金額で判断をさせていただきたいと思っております。

支払いですけれども、こちら国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用している関係で、繰越しが認められず、年度内の完了が条件となっていることから、本補正予算が成立したならば、早急に周知を行い、本年度予算内で支払いまで行う予定であります。

以上となります。

○議長（田邊明佳君） 米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） すみません、ご説明ありがとうございます。

先程、民生費のほうの社会福祉施設等の物価高騰の対策で、今説明された中で全部で29件ということで、450万円ということなんで、1件約15万円ほどの……1件当たり450万円、すみません、そのところもし数字等が分かれば、またよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、今大塚課長のほうからの説明のほうで、また、その今エネルギー価格高騰緊急対策支援金について予算計上されている中で、対象者、対象とされる方の数がもし分かればちょっと教えていただきたいなと思っております。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 失礼いたしました。私のほうで額のほうを言い忘れておりました。

支給額につきましては、1事業所当たり10万円を予定してございます。ただし、介護老人福祉施設及び老人保健施設並びに施設入所支援事業所等入所の施設につきましては、1件当たり50万円を予定してございます。入所施設につきましては、介護の施設のほうで三つ、障害で一つございますので、4箇所、200万円ということになります。残り25箇所につきましては10万円として250万円、合わせて450万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） エネルギー価格高騰緊急対策支援金の想定している対象者でございますけれども、予算計上する際に調査した対象者は、中小企業者で約170名、農業者では約160名がおりましたが、その中でも経費が5万円以上支出がある方が該当者となりますので、交付対象としては、その中でも7割を想定して、中小企業者では119名、農業者では112名を見込んで予算計上をさせていただいております。

以上となります。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） すみません、今、大塚課長のほうからの説明の中で、経費が5万円以上の方が対象ということだと思んですが、経費計上が5万円以下の方たちというのは、この対象から完全に外れてしまうということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 経費が5万円の方は対象から外れてしまいます。

この事業が国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における、電気・ガス・食料品等価格高騰に対する重点支援交付金として創設されたものであります。議員おっしゃるとおり、5万円を撤廃して全ての事業者に対し支援が出来ればよいのですが、あくまでも今回は国のメニューにより、エネルギー高騰により影響を受けた事業者を対象しておりますので、対象経費が5万円以下に当たる事業者については、影響が少なかったと判断させていただき、そこで線引きをさせていただきました。

以上となります。

○議長（田邊明佳君） 他にございますか。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） それではお聞きしますが、9ページの20款1項1目繰入金のうちの若者定住促進基金繰入金です。と、17ページの7款5項4目の住宅建設費の若者定住型分譲地調査設計業務委託料、15ページの5款1項3目補助金で飼料用米等拡大支援補助金について伺います。

まず基金ですが、現在、先程1億3,000万円ぐらいということで、町長の挨拶の中にあっただと思うんですけども、これもう一度確認ですけれども、基金は幾らなのか、またこれは

いつからの基金になっているのかということ。

次に、調査設計委託でありますけれども、宅地開発予定地が川島地先で、予定面積約7,000平方メートル、20から25区画とあります。1区画の予定面積はどの位の計画予定をしているのか伺います。また、この開発予定地の選考に当たり、どのような基準で予定地を決めたのか。そして、候補地は選考の上で何箇所あり、いつから開発計画があったものか伺います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） まず、基金の残高ということでございますけれども、この基金が出来たのが平成26年でございます。そこからの積立てということでございます。

若者定住促進基金の残高ですが、令和3年度末で1億2,660万9,909円となっております。令和4年度の積立てが969万7,000円を予定しているということで、合わせますと1億3,630万6,909円で、今回の調査設計780万円を基金から取り崩した後になりますけれども、その金額は1億2,850万6,909円、これが令和4年度末の基金残高の見込みということになります。

そして、全体面積が7,000平方メートルということで、1区画当たりの予定面積どのぐらいかというご質問だと思いますけれども、まず全体面積が7,000平方メートルということで、その面積から敷地内に造る道路だとか排水路、またごみステーションなどの用地も必要となりますので、それらを除きますと、約65%の面積が分譲出来る面積と試算しております。そうしますと7,000平方メートルの65%、4,550平方メートルとなり、それでも敷地の形とか道路の配置などを考慮しますと、先程のとおり24区画から25区画が取れるのではないかという見込みでございます。

そして、道路の配置や区画の設計、これについては、今、この予算に上げております調査設計業務の中で行うと、詳細については行うこととなりますので、敷地の形や道路の配置などから、全て同じ面積の区画を取ることは、これはちょっと難しいと思いますので、つまり区画ごとの面積が異なることが想定されます。今想定している1区画当たりの面積は、おおむね160平方メートル、50坪から、200平方メートル、60坪の間ということで、ただし、それぞれの区画面積は異なってくるということでございます。そういう想定でございます。

それと、なぜここをということで、選定基準はどうしたのかということだと思いますけれども、町長の行政報告にもありましたけれども、まず現在積み立てている若者定住促進基金、約1億3,000万円の範囲内で開発が出来る規模とした上で、農業振興地域の整備に関する法

律、いわゆる農振法による農業振興地域の網がかかっていない場所、また、農業振興地域の網がかかっていない場所でも、1種農地ではやはり農地転用が難しいことから、農業振興地域の網がかかっていない場所かつ1種農地でない場所ということになります。

さらには、基金の範囲内ということですので、敷地の造成費用が極力抑えられる地形、つまり切土とか盛土がない場所、切土や盛土のある場所では建築基準法上、擁壁などの工事が必要になりますので、当然費用が大きくなるということで、そのような工事の必要が極力少ない場所の選定ということになります。

そして、分譲については20区画以上としたいこと、これを基準としました。また、ライフライン、ガスとか水道についても敷地の100メートル以内ぐらいに、20区画以上の供給量が確保出来る本管があることなどを協議して、その結果川島地先、県道沿いの土地を選定したということです。また、川島地先の県道は近い将来、長生グリーンラインのインターにも近いということから、これも選定理由の一つになっています。

なお、候補地については、道の駅の周辺だとか、運動公園の周辺、あるいは役場の周辺などもありましたけれども、いずれも農業振興地域の網がかかっていたということから、選定するときで除外がされたということでございます。

以上です。

(「いつから」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木政信君) すみません、漏れがありました。

計画はいつからというご質問でしたよね。

いつからということなんですけれども、第2期総合戦略の策定時、令和2年度末から内部では検討してきております。これは総合戦略の政策分野の暮らしの中の重点プロジェクトとして、暮らしの基盤となる住まいの整備と魅力ある暮らしの発信、その個別施策に、若者・子育て世帯の移住定住を促進するための受皿の確保ということで掲げております。

また、若者定住促進基金の使い道、基金条例では、町が設置しようとする若者向けの賃貸住宅や若者向けの分譲地、また分譲する住宅に係る経費、具体的には、分譲地の土地の取得等に係る費用、造成に係る費用、住宅を建てるのであれば住宅の建設に係る費用に充てるものとなっています。

基金も、その当時1億円超えてきましたので、目的基金ということですので、有効に活用、循環させることで、また何年か後には新たな分譲地の開発も可能になりますので、基金をた

めておくだけでは町の発展につながらないということから、基金の有効活用を図って、その販売代金、これを新たに基金にまた積んでいくということで、基金活用の好循環が生まれてくることから検討を進めていたものでございます。

いつからというご質問ですが、2年越しの検討、計画ということになります。

そして、この基金ですけれども、リバーサイドタウンの家賃だとか、また譲渡された場合の売払い代金、パークサイドタウンの分譲に係る売払い代金、これが積み立てられています。パークサイドタウンは完売しておりますので、今回計画の分譲が始まるまでは、収入がないということではないんですけれども、リバーサイドタウンの譲渡が一つでも多く出来るようにまた努力して、次の計画が出来るようにしていきたいと思っておりますので、その辺についてもご理解をいただいてご協力をお願い出来ればということでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） ありがとうございます。

それで、先程15ページのほうで、ちょっと聞くと言っていたのに聞かなかったんですけれども、この支援金補助は何件でしょうか。また、先程の回答に基づいて、宅地開発に当たり調査設計業務委託ということは、これは地主さんはもちろんのこと地域住民に対して説明は終わっているということでしょうか。また、この事業においては100%基金で行うという、今のお話ですけれども、他に起債または補助金などを使わないって、全くないのかどうか。そこを併せて伺います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 私のほうから、資料用米等拡大支援事業補助金についてご説明させていただきます。

こちら飼料用米拡大支援事業は、水稻農家が需要に応じた生産、取組を継続、定着させるため、主食用米から飼料用米等へ作付転換をした農家に対し、県から補助金が支払われますが、飼料用米等に取り組み始めた生産農家の人数が当初26人だったものが29件、29人に増え、それに伴い面積も59ヘクタールから75ヘクタールに増えたことで、補助金の増額39万2,000円を補正したものです。

そして、こちらのお金については全額県費、県の補助金でありますので、歳入にも反映させていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 住宅分譲に係ることでございます。

調査を行うということで、住民説明はどうなっているのかということですが、地権者7名ほどおりますけれども、これ全員ではありませんけれども、実施することは議会の承認があってからということで、現時点では確定でないことを申し上げた上で、事前にお話をさせていただいた方もあります。その時点でおおむね了解を得ているということでございます。

なお、住民説明なんですけれども、今回の補正予算が承認されたなら、区長さんとも相談しながら、どのような形で周知していくのかを相談していきたいなと思います。その時期、調査の前なのか、調査が済んでからなのか、また地権者全員の同意を得てからなのかを見極めながら行いたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思いますけれども、今まで地権者の同意があれば、区長さんとか近隣の方にはお話をさせていただいていましたが、区全体とか地域住民全員への説明会などは行っていません。そういうことですので、その辺についても、区長さんとも相談をさせていただきたいなというふうに思います。

ただし、調査とか工事に入る前には、区長さんを通じて案内文を区民に回覧していただいておりますので、その辺については、今まで同様に行って参りたいなというふうに思っております。

それと、補助金あるいは起債があるのかという話でございますけれども、この事業について補助金はございません。補助金がないということは起債もないということになりますので、全部、全て基金からの充当ということでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 分かりました。

この調査・設計委託は、今回の補正で、私はやる必要があったのか疑問に思ったわけです。来年度事業では遅いということで今回の補正予算を急遽行くと、2年前から計画はあったようなことは伺いましたけれども、焦って事業を行うんだというふうにちょっと感じたわけです。

若者の定住以外にも、他にもどのようなメリットがあるのか。また、企業誘致ということで先程話がありましたけれども、企業誘致するにも場所がないということをおっしゃっていました。ということは、この場所には企業誘致は出来ないのか。そこのところを伺います。

また、このような事業をするに当たり、地域住民及び議員全体会議等において、丁寧な説明をして、やはり行っていくべきと私は考えますから、その件についてもお伺いします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 企業誘致のお話を先程させていただきました。そして、この場所に企業誘致はどうなんだということで、ご質問の趣旨を取りますが、今まで、先程来話をしている企業からの出店をしたい、また拠点をつくりたいという話の中で、やはり道の駅周辺が主であります。

睦沢町の人口ベースからいったときに、睦沢町に企業をといたところで、大きい通りに接していることは割と企業の方々の共通点であります。やはり人が集まるところの周りで企業を設けたいという方が多かったことで、今回、住宅地にということで、先程来課長のほうからも説明がありますし、私のほうも冒頭でお話をさせていただきました。

ゾーニングを、これから土地利用計画を進めていく中で、グリーンラインが予定をされています。その予定を2年前からずっと分かっている中で、住宅地として人がそこに住んでいただけのことこそが、そのアクセスが、高規格道路が開通するに1番いいであろうところで、もっと北川橋寄りになってしまうと、まだこれからの企業誘致の部分は臨めるかなと思っておるんですけども、川島の長者住宅の近くに関しては、やっぱり住宅地だろうということで、あの場所を選定させていただきました。

焦って、今ここで出しているわけではなくて、本当に2年間、この基金が1億円を超えたらしっかりと形にしていかなければいけないということで、企画、また副町長としっかりと現地を選定しながら、ここだということで決めたところでもありますので、焦ってやったということではまずありません。

企業誘致についても、今分譲を進めようとするところに関しては、企業でなかなか、今までの話の中から合致するような企業がなかったということでもあります。また、これから先も循環をさせていく中で宅地にすべく場所、また、町が企業の開発までは、企業誘致をする土地の開発まではなかなか予算ベース出来ませんが、土地を切らなくていい、また、盛土をしなくていい、先程言った条件が合致するところで、住宅地ということにしていますので、農地であってもゾーニングをした中で、先々企業誘致にここがいいだろうというようなご意見がありましたら、是非、皆さんで協議をした中で、町の将来像をつくっていきたいと思いますので、ご意見いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 私のほうから、何でこの補正の時期なんだということ、焦ってではないということは町長から話があったと思いますけれども、このタイミングでということなんですけれども、まず、分譲までのスケジュールを申し上げたいと思います。

スケジュールなんですけれども、令和4年度中、今年度中、現地の測量とか立ち木等の物件の調査、また、先程区画割りとか道路排水路などの詳細な設計を行いたいと思っています。そして、新年度、5年度に入ってからですけれども、用地の買収、取得を行って、併せて物件の補償も実施したいと思っています。

地権者と用地の契約が調った時点で、今度は、農業委員会に農地転用、5条申請を行います。許可が下りた時点で法務局に登記、分筆と所有権移転登記の申請をさせていただき予定でございます。

ここまですを9月中に行えれば、10月になって敷地造成工事の発注の準備をして、11月に入札、その後の工事の施工ということです。あわせて、ガス・水道などのライフラインの工事を年度末までに完了させていければと思っています。そして、年度が明けて6年度に入ってから分譲がすぐ開始出来るようにしたいということから、この時期での補正予算ということですから、令和6年度当初の分譲開始を目指しているということです。

じゃ、6年度当初じゃなくてもいいんじゃないかという話も出ると思うんですけれども、こういった分譲の時期については、季節がいい時期が一般的だということもありますし、暑いときとか寒い時期での分譲とか、現地の見学会、こうするとお客様も分譲地に思うところの印象もかなり違ってくるということで、やっぱり暖かい春の陽気のいいところで現地見学をさせてあげたいなということから、このスケジュールを組んで、今の補正という段取りになっているということでございます。

そして、住民側への説明会、説明ということなんですけれども、丁寧には行いたいとは思いますが、先程も申し上げましたとおり、区の区長さんとか、地権者の方たちとも色々と協議をさせてもらって、1番最適な時期、あるいは内容で説明が出来ればと思いますので、その辺もご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

島貫 孝議員。



○2番（島貫 孝君） 同じく、川島に分譲地のところなんですけれども、6年度頭に分譲を開始する目標というところで、20区画、25区画やるとなると、恐らくまだ子どもの数が30人から増えるんだと思います。そうすると、先程からずっと申し上げている学童、こども園の受入れに対して、恐らく教育委員会は頭が痛い話なんだと思います。その辺の整合性というのは、これから課題になってくると思うんですが、どのようになっているのでしょうか。

あと、またこの場所、選定の話は先程出たんですけれども、例えばリバーサイドとか、パークサイドとかをやるときに、ここの箇所も候補に挙がっていたのでしょうか。

もう1点、ここ、場所は何となく想像出来るんですけれども、近年ここを通学路とすると、恐らくヤードというんですか、金属の買取りの大きな車両が出入りするような場所や、コンビニが出来て、結構交通量があり、子どもたちが通学するのは少々危ない場所になってきているような気がします。土地の選定に際してその辺は考慮されたのでしょうか。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まず何から、先程のこども園であったり学童であったりの部分に関しては、確かにその受皿になる部分については、この4月から調整に入っているところであります。こども園についても、学童についても。

実際スタッフが集まらないところでご心配をおかけしているところはありますが、そのつくり込みはしっかりやろうと思っておりますし、来年の4月からの部分で、今直面しているから心配になることが多いかと思いますが、そのために、今福祉課と教育課と、また子ども・子育て会議ということでやって、つくり込んでおりますので、そこは一緒につくり込んでいただけたらと思っております。

また、通学路に関しては、今現在でスクラップヤードのところに関しては、受入れの時間帯を通学の時間帯、登校であったりとか、その時間帯は受入れをしないでくださいということで、朝は止めています。そこら辺は、事業者としても地元の意見はしっかり聞きたいですということをお願いいただいておりますので、そこは調整を出来るかなと思っております。また、その先の歩道についても、今、上市場の歩道整備もしていますので、通学路に関しては特に問題ないかなと思っております。

あと、不足しているところは担当課長からお答えさせます。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） この場所が、リバーサイドとかパークサイドをやるときに候

補に挙がっていたのかどうかという話なんですけれども、リバーサイド、パークサイドについては、もう場所がありきで最初から進めていたものでございますので、挙がっていないと言えないんですけれども、こういう場所もあるよねというところでは挙がっていたということで、候補地とまでは言わないですけれども、そういう場所も分譲可能な場所だよねというところは、当時も話には出ていたところです。比較してそこを選んだとかそういうことは無いですけれども、話としては挙がっていたということです。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 分かりました。もろもろ承知したんですが、僕も思うところがあります。やはり今ではないんだと思います。

若者定住政策、少子化対策、必要だとは思いますが、今現在、リバーサイド、パークサイド、道の駅も含めて、移住してきた方が生活に困る状態、学童、子どもに対してですね、の状態で、また新しいところをやるというのはなかなか難しい話だと思うので、せめて移住してきた方を対象に、こんな意見があるよという意見を吸い上げてから計画は進めたほうがいいのかなと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質問はございますか。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 15ページなんですけど、民生費の障害者福祉の扶助費の介護給付費と訓練等給付費、それからその下の児童福祉の妊娠時等準備金とあります。この事業の内容をちょっと教えてください。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 障害のところと妊娠と……障害のこの扶助費に関しましては、失礼いたしました、訓練等給付費のほうの増えた内容ということでよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、共同生活援助の額が増、また、就労移行支援の額が増となっております。増となっております。

介護給付費につきましては、居宅で介護のサービスを受けたりするものの減でございます。

あと、妊娠等準備金につきましては、こちら、国のほうの出産・子育て応援交付金というのが、国の令和4年補正予算（第2号）のほうで成立しまして、こちらの事業を行うということになってございます。

こちらにつきましては、伴走型の相談支援、また経済的支援の2本立てとなっております。

して、経済的支援では、妊娠の届出時に5万円、出産時に5万円を支給するというような内容になってございます。こちらを一体的に実施するという事業となってございますが、要綱とかがまだ示されておられませんので、町といたしましては、令和4年4月に遡及して適用するというところでございますので、今までに生まれた方に対して、合わせて10万円を給付するというところでございます。

また、事業が始まる段階で、伴走型支援につきましては、3回ですか、アンケート調査を取りながら妊婦、また出産後のお母さんに対して寄り添うような支援が必要となって参りますので、そちらを事業として作り込んだ中で実施して参りたいと思います。以後の出産に関しまして、そちらのほうは3月の補正のほうで対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 本町でのこの介護給付費及び訓練等給付ですね、これ多い順に二つ、三つ並べていただくとどういふふうになりますか。

それと、下の妊娠等ですが、4月1日から対象にするということですが、これ例えば双子とか三つ子の場合は変わりますか、金額は。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） まず最初の、本町で多い介護給付費ということでございますけれども、多いところは生活介護、こちらは障害者の方に係るデイサービスと捉えていただいでよろしいかと思ひます。また、施設入所支援、こちら施設への入所ということになってございます。

訓練等給付費のほうでは、1番大きいものは共同生活援助、こちらはグループホームに入所される方に対する支援でございますけれども、昨今、グループホームに入る方大分多くなっておりますので、こちらのほうの経費のほうが大分増えてきているということでございます。

多胎児についての準備金ということでございますけれども、そちらのほうちょっとQ&Aがないのでございますけれども、また12月中に示されますので、ただ、生まれた方1人につきというようなことでございますので、妊婦1人につき妊娠時5万円、出産時子ども1人につき5万円ということになっているかと思ひますけれども。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 伴走型となりますと、やることがいっぱい増えてくると思うんですが、福祉課としては、その辺のところを来年度の予算にも色々考えていらっしゃるんですか。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 来年度の予算ということでございますけれども、今も子育て世代包括支援センターということで、妊娠期から出産後まで、また様々な子どもの問題に対して伴走型で支援をしていると、行っているというところがございますので、ただ、今回始まる新しい子ども・子育て応援交付金のほうでは、それに加えてアンケートを行いながらというところが入ってございますので、そこら辺を十分に事業の中に取り込んでいって、よりよい事業にして参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 先程とちょっと関連しますけれども、1点だけ注意点を言っておきますが、宅地開発予定地の件なんですけれども、一昨年の、私、環境審議会の委員をやっておりまして、そのときに、あの周辺の騒音の問題で非常に苦情が出ているということが議題になりました。

これは大塚建設課長が承知していると思いますけれども、あの地域の人たちから非常に苦情が出て、夜昼眠れないとか、いろんな苦情が出ました。これは環境審議会の資料に載っていると思いますけれども、念のためにと申して私が今手を挙げたんですけれども、一応調査をしたほうがよいのかなという点を指摘しておきます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思ひます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和4年度陸沢町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

伊藤書記。

(伊藤書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長(田中憲一君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員としてご活躍いただいております坂地澄夫氏が、令和4年9月30日で退任されましたことから、後任として、飯塚史美代氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

飯塚史美代氏は、陸沢町上之郷2336番地にお住まいで、昭和42年8月14日生まれの現在55歳でございます。

飯塚氏は、平成22年から陸沢町青少年相談員として、3期9年の長きにわたり、各種活動を通して青少年の健全育成に努められ、また、平成26年10月に保護者代表として教育委員に就任以来、現在まで子どもたちや保護者との関わりを通じて、地域の実情や課題を理解し、町教育行政の推進にご尽力をいただいております。その温厚な人柄と熱意ある行動は、広く地域住民に慕われ、識見高く、人権擁護について深く理解のある方であります。

つきましては、人権擁護委員の候補者として推薦し、議会の意見を求めるものでございますので、どうぞよろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案については正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案による者を適当と認めることに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案による者を適当と認めることに決定いたしました。

---

#### ◎厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（田邊明佳君） 追加日程第1、厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、厚生文教常任委員会委員長から所管事務等の調査を行いたい旨通知がありました。あわせて、睦沢町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり、所管事務の調査について閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

よって、厚生文教常任委員会委員長から申出の調査は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（田邊明佳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第4回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうも長時間ご苦労さまでございました。

（午後 3時47分）